

第4回 広島県CALS/EC連絡協議会 次第

平成16年10月29日(金) 10:00～12:00

県庁本館 6階講堂(広島市中区基町10-52)

1 開 会

2 議 事

- (1) 電子納品事前登録結果及び今後の対応について
- (2) 電子入札等の業者説明会等の結果(報告)について
- (3) 電子入札等システムの概要について
 - ・ 広島県システムの特徴
 - ・ 運用ルール(利用者規約等)
 - ・ 利用開始への手順
 - ・ 操作デモ(チュートリアル)
- (4) CALS/EC普及促進について【(財)広島県建設技術センター】
- (5) その他

3 閉会

【配布資料】

- (資料1) 電子納品事前登録結果及び今年度の試行対応等について
 - (付属資料1-1) 電子納品試行実施への協力について(依頼)(案)
 - (付属資料1-2) 電子納品受注者アンケート(依頼)(案)
- (資料2) 電子入札等業者説明会 配布資料
- (資料3) 電子入札等システムの特徴
- (資料4) 電子入札等システム利用者基本規約
- (資料5) 電子入札サブシステム利用者個別規約
- (資料6) 入札参加資格申請等電子受付サブシステム利用者個別規約
- (資料7) システム利用までの手順
- (資料8) 公共事業の受注関係者に対する「広島県CALS/EC」普及啓発の取組について
- (資料9) 広島県CALS/EC連絡協議会 会員名簿

電子納品事前登録結果及び今後の対応について

(広島県土木建築部技術指導室)

広島県においては、今年度から電子納品の試行を開始することとし、その発注事務の円滑化及び電子納品の確実な履行を図るため、7月中旬から8月末までの期間において、電子納品が可能な業者からの自主申請による事前登録を実施した。この事前登録結果を次に示すとともに、今年度の試行実施について新規発注限定から変更契約による実施を含めた手法の拡大を行うこととする。

1 電子納品事前登録結果について

現段階においては、これから電子納品の対応を図ろうとしている業者が多く、対応可能な業者は、建設工事においてはA・Bランク、測量及び建設コンサルはAランク業者の一部、全体では10%足らずという状況である。

建設工事及び測量及び建設コンサルタント業者のそれぞれの登録業者数は次のとおりである。

(詳細な業種・ランク別登録状況は別紙1参照)

建設工事		測量及び建設コンサルタント	
登録業者数(県内)/全業者数	比率	登録業者数(県内)/全業者数	比率
355(297)/4,308	8.2%	90(51)/991	9.1%

全業者数はH16.8.2現在の数値

2 今年度の試行の実施方針について

試行対象案件は、次年度以降へ向けた結果のフィードバックを行うことから、工期的制約により小規模案件を対象とせざるを得ない状況であるが、等級が上位に偏る登録状況から見て適切な指名を組むことが難しい状況である。

当初、「新規発注のみ」としていた試行発注手法を変更し、事前登録業者が受注している発注済の案件について「電子納品対象とする変更」による試行実施対応を追加することとする。

但し、変更により電子納品対象とする案件の選定条件は次のとおりとする。

- ◆ 電子納品事前登録業者が受注する案件を対象
- ◆ 電子納品対応の可能性に関する事前確認を必須

3 「変更による試行実施」手法について

変更による電子納品の実施は、次の手順により進める。

手 続 き	備 考
① 電子納品対象案件の候補選定	選定条件:事前登録業者受注案件、工事・業務内容 等
② 電子納品対象案件候補の受注者へ電子納品対応の可能性の確認	施工・履行途中等における納品形態の変更への対応の可否
③ 内容変更通知により当該案件を電子納品対象案件とする旨を通知	契約約款に従う内容変更通知により電子納品対象とする 広島県電子納品実施要領、事前協議チェックリストによる協議
④ 変更契約時に特記仕様書へ電子納品対象案件である旨を記載	契約図書への記載

4 次年度以降の事前登録・試行実施方針

試行期間は、広島県電子納品実施要領の改訂（基本的には各年度末に改訂予定）に伴い、新規に事前登録を実施する。事前登録実施は、開始前に周知を図ることとし、受注者の登録希望時における即時対応等への考慮を行い、事務執行上の可能な範囲で決定する。

また、試行の実施手法としては、今年度と当初の方針と同様に新規発注を主体とし、実施する予定である。

5 スケジュール

案件の選定を11月中に行い、変更契約により順次実施していくこととする。また、県版実施要領の改訂及び試行分野の拡大等の検討を電子納品分科会において協議していくこととする。

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
電子納品試行		試行案件選定	試行実施(変更契約対応)			
アンケート実施			検査完了次第随時実施			
広島県実施要領				受発注者双方の意見集約		改定案作成
電子納品分科会				☆		☆

平成16年度 電子納品事前登録結果

1. 建設工事業者の各業種・等級別登録状況

表示用業種	等級	登録業者数(a)	全業者数(b)	登録率a/b(%)	表示用業種	等級	登録業者数(a)	全業者数(b)	登録率a/b(%)	表示用業種	等級	登録業者数(a)	全業者数(b)	登録率a/b(%)
土木一式工事	A	73	191	38.2%	管工事	A	16	170	9.4%	内装仕上工事	A	12	40	30%
	B	108	374	28.9%		B	6	75	8%		B	17	138	12.3%
	C	118	980	12%		C	44	330	13.3%		C	4	178	2.2%
	D	10	441	2.3%		D	22	369	6%		計	33	356	9.3%
	E	7	506	1.4%		計	88	944	9.3%	機械器具設置工事	A	3	128	2.3%
	計	316	2,492	12.7%	タイル・レンガ・ブロック工事	A	4	12	33.3%		B	7	156	4.5%
プレストレストコンクリート工事	A	28	47	59.6%		B	6	43	14%		C	6	94	6.4%
	B	10	30	33.3%		C	1	43	2.3%		計	16	378	4.2%
	C	3	23	13%	鋼構造物工事	計	11	98	11.2%	熱絶縁工事	A	0	2	0%
	D	1	6	16.7%		A	29	165	17.6%		B	0	9	0%
	E	0	4	0%		B	13	69	18.8%		C	0	3	0%
	計	42	110	38.2%		C	10	95	10.5%		計	0	14	0%
建築一式工事	A	50	150	33.3%	鋼橋上部工事	D	1	102	1%	電気通信工事	A	7	118	5.9%
	B	33	196	16.8%		計	53	431	12.3%		B	7	130	5.4%
	C	44	373	11.8%	鉄筋工事	A	10	83	12%		C	3	54	5.6%
	D	9	208	4.3%		B	2	9	22.2%		計	17	302	5.6%
	E	7	215	3.3%		C	1	5	20%	造園工事	A	17	40	42.5%
	計	143	1,142	12.5%		D	0	5	0%		B	22	59	37.3%
大工工事	A	2	4	50%	舗装工事	計	13	102	12.7%		C	34	142	23.9%
	B	5	31	16.1%		B	0	1	0%		D	13	180	7.2%
	C	1	59	1.7%		C	0	3	0%		計	86	421	20.4%
	計	8	94	8.5%	浚渫工事	計	0	4	0%	さく井工事	A	0	4	0%
左官工事	A	0	1	0%		A	60	140	42.9%		B	4	25	16%
	B	2	7	28.6%		B	56	136	41.2%		C	5	36	13.9%
	C	0	15	0%		C	93	442	21%		計	9	65	13.8%
とび・土工コンクリート工事	計	2	23	8.7%	板金工事	D	43	724	5.9%	建具工事	A	0	8	0%
	A	51	181	28.2%		計	252	1,442	17.5%		B	3	29	10.3%
	B	41	147	27.9%	ガラス工事	A	24	62	38.7%		C	0	23	0%
	C	98	522	18.8%		B	18	89	20.2%		計	3	60	5%
法面処理工事	D	33	791	4.2%		C	4	95	4.2%	水道施設工事	A	48	163	29.4%
	計	223	1,641	13.6%		計	46	246	18.7%		B	25	93	26.9%
石工事	A	27	67	40.3%	塗装工事	B	0	4	0%		C	55	275	20%
	B	16	34	47.1%		C	0	11	0%		D	9	349	2.6%
	C	34	108	31.5%		計	0	15	0%		計	137	880	15.6%
	D	12	145	8.3%	防水工事	A	0	1	0%	消防施設工事	A	4	22	18.2%
屋根工事	計	89	354	25.1%		B	0	9	0%		B	6	99	6.1%
	A	10	20	50%		C	0	13	0%		C	4	85	4.7%
	B	31	105	29.5%		計	0	23	0%		計	14	206	6.8%
電気工事	C	13	165	7.9%	清掃施設工事	A	10	47	21.3%		A	2	32	6.3%
	計	54	290	18.6%		B	12	56	21.4%		B	1	21	4.8%
	A	4	9	44.4%		C	15	137	10.9%		C	3	9	33.3%
	B	11	48	22.9%		D	5	167	3%		計	6	62	9.7%
	C	0	54	0%		計	42	407	10.3%		A	0	14	0%
	計	15	111	13.5%		A	0	14	0%		B	13	90	14.4%
	A	25	196	12.8%		B	4	102	3.9%		C	4	102	3.9%
	B	11	98	11.2%		計	17	206	8.3%		計	17	206	8.3%
	C	7	160	4.4%		C	4	102	3.9%		A	0	14	0%
	D	2	146	1.4%		B	13	90	14.4%		B	13	90	14.4%
	計	45	600	7.5%		C	4	102	3.9%		C	4	102	3.9%
						計	17	206	8.3%		計	17	206	8.3%

2. 測量及び建設コンサルタントの各業種・等級別登録状況

表示用業種	等級	登録業者数(a)	全業者数(b)	登録率a/b(%)	表示用業種	等級	登録業者数(a)	全業者数(b)	登録率a/b(%)
測量業務	A	57	188	30.3%	土木関係建設コンサルタント業務	A	59	289	20.4%
	B	11	91	12.1%		B	14	120	11.7%
	C	8	139	5.8%		C	3	116	2.6%
	計	76	418	18.2%		計	76	525	14.5%
建築関係建設コンサルタント業務	A	21	148	14.2%	補償関係建設コンサルタント業務	A	38	109	34.9%
	B	12	116	10.3%		B	16	64	25%
	C	6	133	4.5%		C	3	196	1.5%
	計	39	397	9.8%		計	57	369	15.4%
地質調査業務	A	45	138	32.6%					
	B	17	59	28.8%					
	C	10	76	13.2%					
	計	72	273	26.4%					

平成16年11月 日

関係団体の長 様

広島県土木建築部長
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
技術指導室

電子納品試行への協力について（依頼）

土木建築行政の推進については、日頃から御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本県では「電子納品」の試行開始へ向け、年度当初から広島県電子納品実施要領の制定等の準備及び普及啓発を進め、8月には県の入札参加資格者のうち、県版実施要領に従う電子納品が可能な業者について、自主申請による事前登録を実施しました。

計画では、事前登録後、速やかに試行を実施する予定でしたが、事前登録結果が低調であったため新規発注案件を指名等により発注することが困難と考えられることから、今年度の試行実施については、事前登録いただいた業者が既に受注されている案件を対象に、設計変更により対応する方法に変更します。

なお、試行対象案件の数については、予定通り各発注機関においてごく少数といたしますが、この方法による試行についても電子納品の履行は契約上の義務となりますので、ご了解ください。

については、貴会員へ今年度の試行実施手法の変更について周知いたしますとともに、翌年度以降もこの事前登録方式は継続していきますので、各会員の早期かつ積極的な取り組みを促進いただきますようお願いいたします。

連絡先 技術指導室 IT推進グループ
電 話 082-513-3861 FAX 082-223-3593
E-mail dogishidou@pref.hiroshima.jp

(案)

平成16年11月 日

電子納品事前登録業者の長 様

広島県土木建築部長
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
技術指導室

電子納品試行への協力について (依頼)

土木建築行政の推進については、日頃から御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本県では「電子納品」の試行開始へ向け、年度当初から広島県電子納品実施要領の制定等の準備及び普及啓発を進め、8月には県の入札参加資格者のうち、貴社を含む県版実施要領に従う電子納品が可能な業者から、自主申請をいただいたところです。

貴社におかれましては、この取組みに対していち早く事前登録をいただき、大変感謝しております。

計画では、事前登録終了後、速やかに試行を実施する予定でしたが、事前登録結果が低調であったため、新規案件を指名等により発注することが困難と考えられることから、今年度の試行実施については、やむを得ず事前登録いただいた業者が既に受注されている案件の中から対象を選定し、設計変更により対応する方法に変更することとしました。

ついては、今後、貴社受注案件に対し、県の発注機関から試行対象とすることの可能性照会や依頼をさせていただく場合がありますので、どうか引続き御協力をお願いいたします。

なお、試行対象案件の数については、予定通り各発注機関においてごく少数といたしますが、この方法による試行についても電子納品の履行は契約上の義務となりますので、ご了解ください。

また、平成17年度以降も、新たに電子納品事前登録は継続し、新規発注段階で電子納品対象案件を決定する本来の方法を基本に試行を進めていく予定ですので、今後も、積極的な取組みをお願いいたします。

連絡先 技術指導室 IT推進グループ
電 話 082-513-3861 FAX 082-223-3593
E-mail dogishidou@pref.hiroshima.jp

電子納品受注者アンケート（案）

平成16年 月 日

様

広島県土木建築部技術管理総室長
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
技 術 指 導 室

電子納品試行実施に伴う受注者アンケート協力について（依頼）

土木建築行政の推進については、目頃からご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、広島県では平成16年度から電子納品の試行を開始し、その結果等のフィードバックにより実施要領等の検証及び次年度以降への円滑な導入展開を検討し、段階的かつ着実な推進を図っていく予定です。

そのため、受発注者双方からの意見・問題点の洗い出し等を行うことが不可欠であり、試行案件の受注担当者へアンケートを実施することとしました。お忙しいところ誠に申し訳ありませんが、別紙アンケートへのご協力をよろしくお願いします。

なお、本アンケートの回答は、技術指導室において一括集約し、会社名を特定した資料整理やその内容等による貴社への不当な取扱い等は一切行いませんので、忌憚ない意見を記載して頂きますようお願いいたします。

提出様式 : 別紙アンケート (4 枚)

提出期限： 工事・業務検査完了後1週間以内

提出・問合せ先 : 広島県土木建築部技術管理総室技術指導室
IT推進グループ 為重
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
TEL 082-513-3861 (ダイヤルイン)
E-mail dogishidou@pref.hiroshima.jp

電子納品試行実施に関するアンケート調査

1. 基本情報

記載者 情報	所在地	
	商号又は名称	
	記入者名	
試行案件 情報	発注機関	
	発注担当課・係	
	工事(業務)名称	
	工事(業務)概要	

2. 広島県電子納品実施要領について

広島県では、国の基準・要領類への準拠を基本とし、受発注者の理解促進・電子化範囲の最適化等の内容を織込んだ県版の実施要領を制定し、段階的な導入を図っています。

この県版の電子納品実施要領の内容等について、ご回答ください。

○ 電子納品対象書類について

電子化する書類を、「義務付け実施」及び「条件により実施」に区分しています。その内容について次の質問にご回答ください。

平成16年度 の取扱い	工事・委託の別	義務付け実施	条件により実施
	工事	特記仕様書、工事写真 管理ファイル	発注図面、品質・出来形管理資料、 完成図面、参考図
	業務委託	地質資料を除き、全て	－

- 納品を義務付する書類で、今後、「条件付」或いは「対象外」とすべきものがあれば記載してください。

項目	書 類 名 称	理 由
条件付・対象外		
条件付・対象外		
条件付・対象外		

- 納品を条件付する書類で、今後、「義務付」或いは「対象外」とすべきものがあれば記載してください。

項目	書 類 名 称	理 由
義務付・対象外		
義務付・対象外		
義務付・対象外		

- 今回の電子納品で、義務付け書類以外に電子納品した書類はありますか？ はい・いいえ
「はい」の方は書類名称等を記載してください。

書 類 名 称	作成ソフト (ファイル形式)	提出形態 (電子のみ or 紙と二重)	電子納品した理由

- 電子納品した書類のうち、作成が困難な書類はどれでしたか？1つ以上、困難な理由と併せて記載してください。

書 類 名 称	困難な理由

○ 電子化対象外とする書類について

電子納品対象外とする書類の提出形式について、今後、要望する取扱いを選択し○を付けてください。

また、網掛け部以外の欄へに○をした書類については、その理由を備考欄に記載してください。

(網掛け部は広島県における平成16年度の取扱い形式です。)

書 類 提出形式	①押印の必要な書類	②電子データの困難な書類(カタログ等)	③特殊ソフトによる作成ファイル	④県指定ファイル以外のワープロ表計算ソフト
従来どおりの紙による提出				
スキャン(画像データPDF等)による提出				
PDF変換による提出	—			
電子印影の活用による電子提出		—	—	—
県指定ファイル(office系)へ変換				
その他の要望する提出形式				

備考(先頭に書類名称(番号①②③④)を記載し、理由をつづけて記載してください。)

○ 電子納品書類作成ソフトについて

書類作成標準ソフト及びファイル形式等を次のとおりとしています。このことについて、意見・要望があれば記載してください。

平成16年度の取扱い	工事・委託の別	書類等作成ソフト	図面データフォーマット
	工事	Word98, Excel97	SXF(sfc)
	業務委託	Word98, Excel97, PDF1.2以上	SXF(sfc)

意見・要望(ソフトの種類や指定内容の問題点等の具体的な記載をしてください。)

○ 電子納品物の形態等について

段階的な導入や電子化できない書類の取扱いを考慮し、受発注者双方に出来る限り負荷のない範囲で、納品の形態を次のとおりとしました。当面、この取扱いを運用していく予定ですが、意見・要望があれば記載してください。

平成16年度 の取扱い	工事・委託の別	納品物の形態など
	工事	CD-R 2部 , 紙 1部 , 写真帳(ダイジェスト版) 1部
	業務委託	CD-R 2部 , 簡易製本版 1部(報告書 A4 版・図面 A3 版)
意見・要望		

3. 電子納品実施上の協議について

各段階(事前・検査前)の協議において、活用したチェックシートへ意見・要望があれば記載してください。
また、協議において問題と感じた事項等がありましたら

項 目	意 見 ・ 要 望
事前協議チェックシート	
検査前協議チェックシート	
協議中における問題点	

4. 電子納品の検査手法について

最終成果品を電子化することにより、契約の履行確認である検査手法にも変革が必要となります。今回の契約における検査について、次の項目にご回答ください。

- 電子納品した書類を、次の検査手法により区別し、記載してください。

電子データ閲覧により検査	出力した紙により検査

- 紙出力し検査を受けた書類がある場合は、次の質問に回答してください。

- ・紙の出力は発注者・受注者のどちらが行いましたか？ 発注者 ・ 受注者
- ・紙による検査の受検は、受発注者どちらの提案ですか？ 発注者 ・ 受注者 ・ 双方の協議結果
- ・紙出力による検査とした理由は何ですか？

--

- ・紙出力による検査が将来的に必要と考えられる書類があれば、名称及び理由記載してください。

--

➤ 電子データにより閲覧検査をした書類がある場合は、次の質問に回答してください。

- ・電子閲覧検査の受検は、受発注者どちらの希望でしたか？ 発注者・受注者・双方の協議結果
- ・電子閲覧による検査とした理由は何ですか？

・あらゆる書類について、電子閲覧による検査とすべきであると考えますか？

5. その他

最後に、電子納品全般について、何でも結構ですので要望・意見がありましたら記入をお願いします。

- ・ 電子化する書類の範囲について(業務の効率性から積極的に推進すべき書類・取止めるべき書類)
- ・ 広島県における独自取扱いの内容について
- ・ 監督者(県職員)の対応について
- ・ 県への講習会の要望
- ・ 電子納品のあるべき形態
- ・ 電子納品の展開(導入)方法
- ・ 国や他の自治体で電子納品を実施したときのトラブル事例

ご協力ありがとうございました。

電子入札等業者説明会 次第

広島県土木建築部

1. 広島県のCALS／ECの概要について……………（別紙パンフレット）
2. 広島県と県内市町村の入札・契約手続きの電子化について…………… 1
3. 電子入札システム等の概要について…………… 7
4. 利用者規約の方向性について（素案）…………… 12
5. 広島県電子入札試行要領（案）の概要について…………… 33
6. 平成17・18年度広島県建設工事及び測量建設コンサルタント
等業務競争入札参加資格の当初申請のお知らせ…………… 35

2. 広島県と県内市町村の入札・契約手続きの電子化について

広島県と県内市町村の 入札・契約手続の電子化

[トップページ](#)[情報開示](#)[資格申請の概要](#)[電子入札の概要](#)[電子入札等システム](#)[リ](#)

現在、11月からの試行の準備中であり、順次、情報を充実していきます。

電子化の目的

- ▶ 入札手続における受注者と発注者双方の負担の軽減と効率化
- ▶ 公共事業をはじめとする公共調達の一層の透明性の向上
- ▶ 調達からはじまる関連情報の電子化の促進

共同化のねらい

- ▶ 開発・運営に要する経費の節減
- ▶ システム統一による受注者の利便性向上

新着情報

- 16. 10. 1 10月8日から県内5会場で実施する説明会の開催要領を掲載しました。
- 16. 10. 1 11月からの電子入札等システムの試行開始に向けて内容を全面変更しました。
- 16. 8. 2 電子入札運営部会のホームページを開設しました。

より多くの人が早く参加するほど
効果が高まります。
みなさまの積極的な
取り組みをお願いします。

情報開示

調達関係情報の
インターネット公表を進めま
す。

[広島県の調達情報](#)[公募案件統合検索システム](#)[市町村調達情報リンク集](#)

資格申請

入札参加資格審査申請の
共同一括受付を行います。

電子入札

電子入札コアシステムによる
電子入札を行います。

電子入札等システム入口

参加自治体が共同運営する資格申請と電子入札の統合システムです。

広島県市町村電子自治体推進協議会 電子入札運営部会（事務局：広島県土木建築部技術指導室）

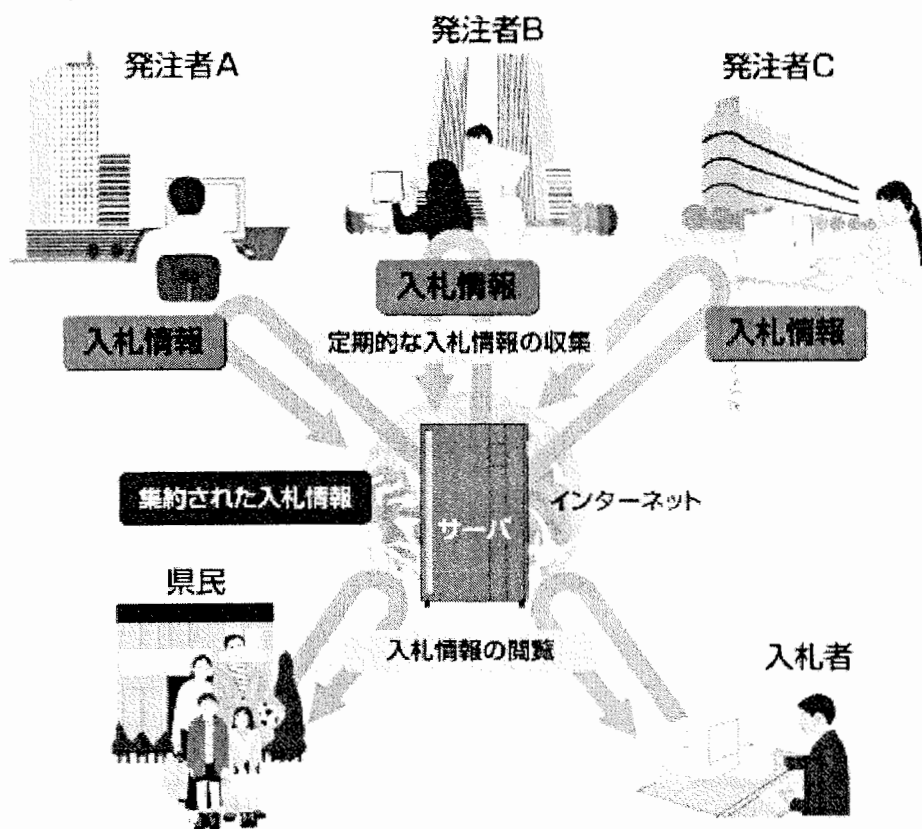
広島県と県内市町村の 入札・契約手続の電子化

[トップページ](#)[情報開示](#)[資格申請の概要](#)[電子入札の概要](#)[電子入札等システム](#)[トップページ](#) > [情報開示](#)

調達関連情報の開示

インターネットによる発注情報の公表を推進しています。

基本的に各発注者毎に取組みを進めていますが、参加希望者を広く募る「公募方式」の発注案件は、県内各自治体の発注案件を一元集約して、発注者や部局を超えて横断的に検索できる「公募案件統合検索システム」の試行運用を開始しています。



下のリンクをクリックして、さまざまな情報を収集しましょう！

[広島県の調達情報](#)[公募案件統合検索システム](#)[市町村調達情報リンク集](#)

(システム停止時間)

3時～4時, 12時～13時

広島県市町村電子自治体推進協議会 電子入札運営部会（事務局：広島県土木建築部技術指導室）

情報開示の具体的な取り組み

1 広島県の調達情報

<http://chotatsu.pref.hiroshima.jp/>

県の調達に関するすべての情報を一元集約して提供しています。

また、調達情報検索システムを起動して、個別案件の発注見通し、入札情報、入札結果、契約結果の情報が検索・収集できます。

(トップページ)

広島県の調達情報

ようこそ 広島県の調達情報のページへ

このページは広島県の調達に関する情報を集約したページです。

新着情報

16.8.2 広島県と県内市町村の入札・契約制度の電子化のページを開発しました。電子入札等システム（工事中）や県内公募案件検索システム（試行中）が起動できます。左フレームの「電子調達CALS/EC」ボタンをクリックして下さい。

16.7.16 平成16年度建設工事発注見通しの見直しを行いました。

お知らせ

県のすべての調達分野の情報をここに集約していく予定です。順次、内容を充実していきますので、よろしくお願ひします。なお、発注見通しや入札結果などの情報は「調達情報検索」を押すと検索できます。

(調達情報検索システム)

調達情報検索システム

～広島県の調達関連情報を検索・表示するシステムです。～

現在、土木建築部と農林水産部の所管事業について、検索方式による次の情報の公表を試行しています。また、発注見通し(H16年度)については、各部署の情報が検索できます。(ただし、教育委員会・警察本部は個別公表)

Topic

- H16. 7.16 平成16年度建設工事発注見通しの見直しを行ないました。
- H16. 6.1 農林水産部所管事業の公表を開始しました。(H16以降発注分)
- H16. 5.19 平成16年度建設工事発注見通しの公表を開始しました。
- H16. 4. 8 「入札情報」に入札公告の掲載の試行を開始しました。
- H16. 4. 1 土木建築部所管事業の公表を開始しました。(H15以降発注分)

検索対象の区分

- 建設工事: 全入札案件及び予定価格が250万円を超える随意契約案件
- 測量・建設コンサルタント等業務: 測量・建設コンサルタント等業務; 予定価格が100万円を超える全案件

必要な情報の区分に応じて、このページ上部のタブをクリックして検索を行ってください。

情報区分	内容説明	建設工事	測量・建設コンサルタント等業務	備考
発注見通し	予定価格250万円を超える建設工事の年間発注見通しです。公表時点の予定であり、変更又は追加される場合があります。	○		H16.7.16時点の情報です。なお、個別公表分はこちらです。→広島県教育委員会発注見通し→広島県警察本部発注見通し
入札情報	入札参加(希望)業者の方への提供情報です。入札公告や事前公表予定価格を収集できます。(入札公告は「詳細情報」から入手してください。)	○	○	公告又は指名通知欄に掲載します。環境生活部と企業局の公告も掲載中です。部局等による公募案件統合検索も試行中です！
入札結果	入札の執行結果(参加業者の応札金額等)の情報です。対象は入札方式によるものだけです。	○	○	入札終了後に掲載します。
契約結果	契約の内容(相手方、工事・業務概要等)に関する情報です。公表対象には随意契約を含んでいます。	○	○	当初契約締結後に掲載します。

2 県内公募案件統合検索システム（電子入札運営部会のホームページ内）

<http://chotatsu.pref.hiroshima.jp/nyusatsu>

県と県内市町村が発注する調達案件のうち、入札参加者を広く募集する方式である公募方式（条件付一般競争入札、公募型指名競争入札（受注希望型・簡易公募型を含む。））の情報を発注自治体を超えて検索することができるワンストップサービスです。

各自治体からの情報提供に基づいて広島県が掲載を行っており、基本的には、参加者募集中の案件の情報を中心に検索提供しています。

（広島県の公募案件の情報を部局を超えて検索するのにも使用できます。）

（トップページ）

トップページ 公募方式案件検索

トップページ

公募案件統合検索システム

広島県内の自治体が発注する入札参加者を公募する方式※で発注する建設工事の情報を集約し、発注者や部局を横断して検索できるシステムの試行運用を行っています。
※一般競争入札、公募型（簡易公募型、受注希望型等を含む）指名競争入札

ページ上部の「公募方式案件の検索」タブをクリックして条件を指定して検索してください。

現在、次の自治体の案件情報を登録して試行を行っています。

～登録対象案件の内容と登録開始時期～

広島県 H16.4	一般競争入札・公募型指名競争入札の全案件	呉市 H16.8	予定価格1.5億円以上の案件
尾道市 H16.8	公募方式による入札案件であって、市内に営業所を有しない業者が参加可能なもの	福山市 H16.8	公募型指名競争入札（設計金額1.5億円以上10億円未満） 条件付一般競争入札（設計金額10億円以上）
東広島市 H16.8	簡易公募型及び公募型指名競争入札（市内に営業所を有しない業者が参加可能なものに限る。）		

検索

※システムを利用するには、Internet Explorer 5.5SP2以降、Netscape Navigator 7以降をお使いください。

広島県と県内市町村の 入札・契約手続の電子化

[トップページ](#)[情報開示](#)[資格申請の概要](#)[電子入札の概要](#)[電子入札等システム](#)[リ](#)

[トップページ](#) > 資格申請の概要

資格申請の概要

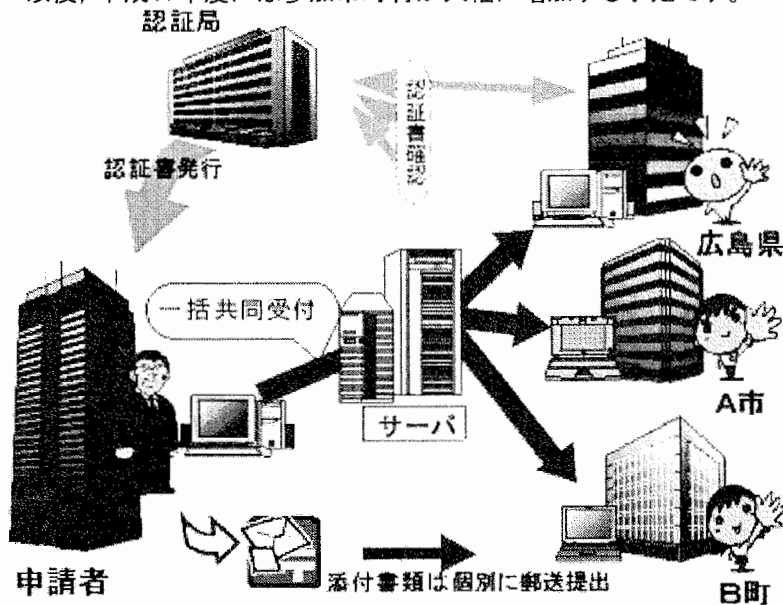
入札参加資格審査申請や変更届等をインターネット経由で受け付ける、資格申請システムを、11月中旬から、県外業者の平成17・18年度の当初受付で試行を開始します。

このシステムでは、参加自治体が申請項目を統一し、申請者は、一回入力すれば、同じ情報を希望する提出先に一括提出する方式を採用しています。

なお、利用には、電子入札と同じ電子入札コアシステムに対応したICカードを利用いただく必要があるほか、利用いただく上でさまざまな約束がありますので、利用者規約を初めとする関係規程類をよく御確認の上、利用してください。

また、システムの利用開始前に、各利用者がそれぞれ事前準備を行っていただく必要があります。
(事前準備は、電子入札システムと共通になります。)

～平成16年度の試行は、広島県・福山市・三次市・大竹市・坂町・瀬戸田町が参加して行います。
以後、平成17年度には参加市町村が大幅に増加する予定です。～



[広島県電子入札等システム入口へ](#)

広島県市町村電子自治体推進協議会 電子入札運営部会（事務局：広島県土木建築部技術指導室）

広島県と県内市町村の 入札・契約手続の電子化

トップページ

情報開示

資格申請の概要

電子入札の概要

電子入札等システム

リ

トップページ > 電子入札の概要

電子入札の概要

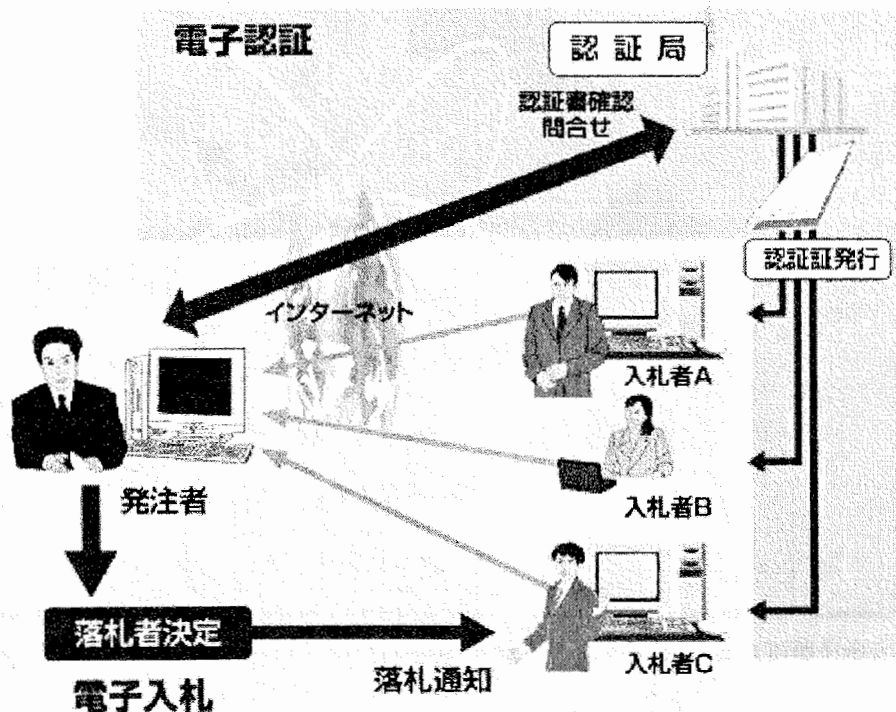
参加希望書提出や指名通知から、落札決定までの一連の入札手続をインターネットで行う、電子入札システムの試行を、11月中旬以降、件数を限定して開始します。

県と市町村(広島市を除く)が、電子入札コアシステムを採用した同じシステムを共同利用しますので、国や他県等と画面操作やICカードなどが共通です。

当分の間、従来どおり紙でも入札できる(ただし、利用者登録済の方は電子入札が原則です。)取り扱いとするほか、利用いただく上でさまざまな約束がありますので、利用者規約を初めとする関係規程類をよく御確認の上、利用してください。

また、システムの利用開始前に、各利用者がそれぞれ事前準備を行っていただく必要があります。
(事前準備は、資格申請システムと共通になります。)

～平成16年度の試行は、広島県・福山市・三次市・坂町が参加して行います。
以後、平成17年度には参加市町村が大幅に増加する予定です。～



広島県電子入札等システム入口へ

広島県市町村電子自治体推進協議会 電子入札運営部会(事務局: 広島県土木建築部技術指導室)

3. 電子入札システム等の概要について

広島県と県内市町村の 入札・契約手続の電子化

[トップページ](#)[情報開示](#)[資格申請の概要](#)[電子入札の概要](#)[電子入札等システム](#)[リ](#)[トップページ](#) > [電子入札等システム](#)

広島県電子入札等システム入口

お知らせ

現在、システムの検証、動作確認等を実施するとともに、
操作マニュアルなどの整備を進めています。

試行開始に向けて、業者説明会を県内5会場で実施します。→説明会要領

試行開始までの予定

業者向け説明会	平成16年10月8日～15日（詳しい内容）
利用開始申請受付	平成16年10月25日から受付開始（詳しい内容）
利用者登録	平成16年11月1日から随時可能
資格申請の開始	平成16年11月15日から試行開始（県外業者のみ）
電子入札の開始	平成16年11月15日以降、各発注機関で決定 （運用予定時間 平日の午前9時～午後5時）

システム共同運用形態(参考)

電子入札等システムは共同運用を行います。

また、公募案件統合検索システムは、県内市町村に協力をいただいた上で、広島県が単独で運用しています。

関係規程類

広島県電子入札等システムは、利用者規約をはじめとする関係規程類を十分に理解し、遵守して使用していただく必要があります。なお、システムを使用すると、規約に同意したものとみなされます。

事前準備

システムを使い始めるためには、各利用者が事前に準備作業を行っておく必要があります。

操作方法

（準備中）

Q&A

（準備中）

システムの起動

（準備中）

ヘルプデスク

（準備中）

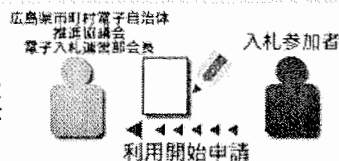
事前準備の概要

電子入札等システムを利用するには、次の手順で、それぞれの利用者が事前準備を行う必要があります。なお、この事前準備は、特に記載がある事項のほかは、入札・資格両サブシステムで共通です。また、事前準備を一回行った利用者が新たに取得したICカードは、6の利用者登録を行えば使用できます。

① 利用開始申請

システムの利用を開始するには、まず、共同利用システムを運営する広島県市町村電子自治体推進協議会の電子入札運営部会長に対して、利用ICカードの名義人を明記して、利用開始申請を行います。

なお、本システムで利用できるICカードの名義人は、代表権がある役員の方5名までです。代表権がない支店長等の名義のカードは使用しないでください。



② 申請者への利用者登録番号の通知

電子入札運営部会長は、1の申請に基づいて、システムにICカードを登録する際、利用者を特定するのに使用する、利用者登録番号(10桁)を決定し、各申請者に郵送します。

なお、この登録番号は、ICカードを登録するときだけに使用しますので、自己の責任において、厳重に管理してください。

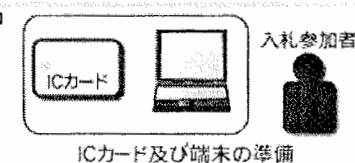


③ ICカード及び端末の準備

利用者は、利用開始申請書に記載した名義人のICカード(電子入札コアシステムに対応したものに限り)とカードリーダーを、民間認証局から入手してください。

また、端末に使用するパソコン(必要諸元)を準備してください。

なお、既にお持ちのICカード及び端末で、使用可能なものがあれば、それをお使いいただくことができます。



④ 端末の環境設定

(1)カードリーダーのドライバーのインストール

3で準備した端末に、ICカードの取扱説明書に記載されている設定方法に従って、カードリーダーのドライバをインストールしてください。

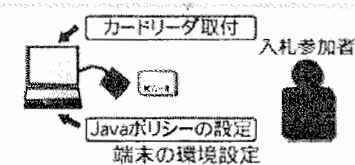
(2)JAVAポリシーの設定

カードリーダー説明書に従い、JAVAポリシーに次のURLを設定します。

「<https://e-nyusatsu.pref.hiroshima.jp/>」(httpの次に「s」が必要)

(3)正常な通信ができることの証明書の入手と設定

入札参加者とシステムの間通信を暗号化して安全に行うために必要なものです。(詳しくはこちら)



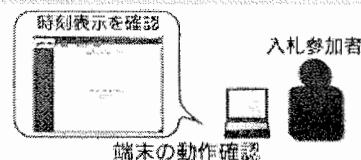
⑤ 端末の動作確認

システムにログインして、システムの起動画面を表示させてください。

4の環境設定が正常なら、画面中央上部の青い部分に時刻が表示されますが、ここが灰色の場合、JAVAポリシーの設定に不備があります。

(注1)国等の入札用にJAVAポリシーを既に設定している端末であっても、電子入札等システムを利用するには4のJAVAポリシー設定が必要です。

(注2)端末にWindows XP Service Pack2がインストール済の場合、そのポップアップブロック機能で正常に動作しませんので、こちら(→JACIC)に従って設定を変更して下さい。



⑥ 利用者登録

システムを起動し、利用者登録メニューから、2の利用者登録番号を使って、準備したICカードを一枚ずつシステムに登録してください。

登録は、相手方自治体ごとに行うのが基本ですが、このシステムでは、複数自治体を選択して一括登録ができ、登録後は、入札と資格申請の両方で使用できます。ただし、その時点で入札参加資格がない自治体には登録できません。(資格申請は、申請先に未登録でも可能)

なお、共同利用に新たに参加する自治体があった場合、その自治体の入札参加資格を有する利用者は、既に登録済のカードを、改めて新規参加自治体に追加登録する必要があります。



広島県と県内市町村の 入札・契約手続の電子化

[トップページ](#)[情報開示](#)[資格申請の概要](#)[電子入札の概要](#)[電子入札等システム](#)

[トップページ](#) > [電子入札等システム](#) > [システムの共同運用形態\(参考\)](#)

システムの共同運用形態（参考）

広島県市町村電子自治体推進協議会

県と県内市町村の電子自治体化を推進するための基本となる組織です。

▶ [協議会規約\(PDF\)を表示](#)



(部会を設置して詳細協議・決定)

電子入札運営部会

H16試行開始予定の、電子入札等システムの県・市町村共同運用に必要な事項を協議・決定(平成16年8月1日現在で25市町村参加)

▶ [部会規程\(PDF\)を表示](#)



電子申請運営部会

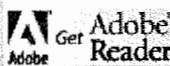
H16運用開始予定の、電子申請受付システムの県・市町村共同運用に必要な事項を協議・決定

その他の企画部会

今後、県と市町村が共同で取り組んでいく必要があると考えられるシステム等について調査・研究

電子入札等システムの運営方法

- ・共同利用する自治体を代表して、広島県がシステム運営
- ・共同利用自治体は、広島県との協定に基づき利用を行い、必要経費を負担
- ・システム運営、利用規約等詳細については、電子入札運営部会において協議・決定



PDFファイルを表示するためには、Adobe Acrobat Reader(無償配布)が必要です。
アドビシステム社のホームページからダウンロードできます。

広島県市町村電子自治体推進協議会 電子入札運営部会（事務局：広島県土木建築部技術指導室）

広島県と県内市町村の 入札・契約手続の電子化

[トップページ](#)[情報開示](#)[資格申請の概要](#)[電子入札の概要](#)[電子入札等システム](#)[リ](#)

[トップページ](#) > [電子入札システム等入口](#) > [機器等の要件について](#)

機器等の要件について

電子入札に参加するために必要なパソコン・ソフトウェアの推奨環境です。ただし、皆様がご利用する認証局によっては、さらに細かな制限がある場合がございますのでICカードの購入先認証会社の推奨環境をご確認のうえ、ご準備ください。

なお、電子入札コアシステムの最新情報、よくある質問(FAQ)などが掲載されている財団法人 日本建設情報総合センター(JACIC)の「電子入札コアシステム開発コンソーシアム(<http://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/>)」のホームページもご参照ください。

パソコン本体 PC/AT互換機(DOS/V機)

CPU Intel PentiumⅢプロセッサ800MHz相当以上

メモリ 256MB以上

HDD 1ドライブに空き容量が500MB以上

FDD 3.5インチフロッピーディスクドライブ×1

CD-ROM CD-ROMドライブ×1

画面解像度 1024×768ドット(XGA)以上

インターフェイス ICカードリーダーの接続用に「USBポート」又は「シリアルポート」の空きが1つ必要です。詳しくは、ICカードを購入した電子認証会社へお問い合わせ下さい。

対応OS Windows98、Windows98SE、WindowsNT Workstation4.0(SP5以上)、WindowsMe、Windows2000 Professional、WindowsXP(Professional/HomeEdition)

※全て日本語版

※Windows2000 Professional、WindowsXP(Professional/HomeEdition)を推奨します。
※Windowsのユーザ名(ログイン名)には、2バイト文字(全角文字)は使用できません。
※Windowsのネットワークに用いるドメイン名には、2バイト文字(全角文字)は使用できない場合があります。

ブラウザ Internet Explorer5.5 SP2、Internet Explorer6 SP1、Netscape7.0

※ICカードを購入した各認証会社によって、対応ブラウザが設定されている場合があります。ICカードを購入した認証会社に確認してください。

Java VM JRE1.3.1_06～JRE1.3.1_09

※JRE1.3.1_06～JRE1.3.1_09をインストールするWindowsのユーザ名(ログイン名)には、2バイト文字(全角文字)は使用できません。
※JREのバージョンアップは、動作の保証について各認証会社にお問い合わせのうえ、行ってください。

電子入札専用ソフト ICカードを電子入札システムで利用するために必要なソフトウェアで各認証会社から提供されます。

必須通信プロトコル HTTP、HTTPS(SSL)、LDAP、SMTPがインターネットと通信可能であること。

※上記プロトコルが通信可能かどうかの確認は、社内のネットワーク管理者、又はご使用のプロバイダーに確認して下さい。

回線種別 インターネットの接続方法としては、ダイヤルアップやADSL、CATV、光ファイバー等があり、地域毎に選択できるものが異なりますが、回線速度は操作性に直接影響します。高速かつ安定性の良い回線をお使いになることを推奨します。

コアシステム対応認証局お問い合わせ先一覧

平成16年5月28日現在

認証事業者名 (サービス名)	営業開始日	政府認証基盤のブリッジ 認証局との相互接続完了日
エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社 (e-ProbatioPS)	平成14年11月21日	平成15年3月18日
国際認証センター株式会社		
株式会社サイバーウェイブジャパン (CWJ電子入札対応認証サービス)	平成15年1月20日	平成15年5月28日
ジャパネット株式会社 (電子入札コアシステム用電子認証サービス)	平成15年4月22日	平成15年8月12日
株式会社帝国データバンク (TDB電子認証サービスTypeA)	平成15年2月6日	平成15年5月30日
東北インフォメーション・システムズ株式会社 (TOiNX電子入札対応認証サービス)	平成14年12月24日	平成15年4月4日
日本商工会議所 (ビジネス認証サービスタイプ1-A)	平成15年3月12日	平成15年10月29日
日本電子認証株式会社 (AOSignサービス)	平成14年11月1日	平成15年3月5日
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ		
四国電力株式会社 (よんでん電子入札対応認証サービス)	平成16年1月15日	平成15年12月11日
株式会社中電シーティーアイ (CTI電子入札・申請届出対応 電子認証サービス(IC カード))	平成16年2月1日	平成16年1月22日

(注)各認証局から電子入札コアシステム開発コンソーシアム事務局に提供された情報に基づき記載しております。

この中には、現在まだ準備中の認証局及び事業休止中の認証局があります。詳しくは、各認証局にお問い合わせください。

4. 利用者規約の方向性について（素案）

広島県と県内市町村の 入札・契約手続の電子化

トップページ

情報開示

資格申請の概要

電子入札の概要

電子入札等システム

トップページ > 電子入札等システム > 関係規程類

関係規程類

広島県電子入札等システムは、システムが定める利用者規約及び各自治体が定める個別の入札・契約制度上の取り扱いを遵守して使用していただく必要があります。

規程類の区分

利用者規約	広島県市町村電子自治体推進協議会が定めるシステムと運営の約束ごとです。電子入札と資格申請の各サブシステムで共通の基本規約と、サブシステム毎に定める個別規約があります。
自治体制度	共同利用を行う自治体が、システムの利用に当たって定めた取り扱いです。各自治体は規約を尊重して取り扱いを定めますが、規約と異なる事項を定めた場合、当該自治体に限り、その取り扱いが規約よりも優先されます。

具体的な内容

規程類は、現在、電子入札運営部会において検討を進めています。
受注者のみなさまに、概ねの方向性についてご理解いただくため、利用者規約について、現時点の素案を、次のとおりお示しします。（素案であり、最終的な規程がこの大きく変更される場合があることをご確認ください。）
なお、これらは、今後、決定次第、このページから提供していきます。

規約	基本規約	電子入札等システム利用者基本規約(PDF)	
	(様式)	利用開始申請書様式 (WORD)	変更届様式 (WORD)
	個別規約	(入札関係)	(資格関係)
		入札システム利用者個別規約 (PDF)	資格システム利用者個別規約 (PDF)
自治体制度	(様式)	(紙入札移行承諾願) (WORD)	(電子申請中止届) (WORD)
	広島県	作成中	資格審査の告示(済)
	福山市		
	三次市		
	坂町		
	大竹市	(共同利用未参加)	
	瀬戸田町	(共同利用未参加)	

電子入札等システム利用者基本規約の方向性

システムの取り扱いの方向性を理解いただくため、現在電子入札運営部会における検討の途中段階のものではありますが、以下にお示しします。

なお、これは、あくまでも素案であり、試行開始までに決定し、ホームページで公表します。

（目的）

第1条 この規約は、広島県及び県内市町村（以下総称して「利用自治体」といいます。）が共同で運営する電子入札等システム（以下「システム」といいます。）の利用に当たって、利用者があらかじめ合意しておく必要がある事項について定めたものです。

（システムの内容と規約の構成）

第2条 システムは、次の2つのサブシステムにより構成します。

(1) 電子入札サブシステム（以下「入札システム」という。）

財団法人日本建設情報総合センターが販売する電子入札コアシステム（以下「コアシステム」といいます。）を基本に構築したシステムであり、共同利用に参加する利用自治体が、それぞれの調達案件の入札・契約手続を、1件ずつ処理していくものです。

(2) 入札参加資格審査申請等電子受付サブシステム（以下「資格システム」といいます。）

利用自治体が、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務などの区分ごとに行う、入札参加資格審査申請及び変更届等の受付を行うものです。

なお、資格システムは、共同受付に参加する利用自治体が、申請項目及び受付画面を統一して行う一括申請方式とし、各利用者は、一回の入力で、希望する提出先に同一の申請内容を送信するものとします。

2 システムを利用するための必要な事項は、システム全般の共通事項をこの利用者基本規約（以下「基本規約」といいます。）により、またサブシステムごとの内容に応じた個別事項を利用者個別規約（以下「個別規約」といいます。）により、それぞれ定めるものとします。

3 サブシステムごとの個別規約は、別に定めます。

（利用者規約の同意）

第3条 システムの利用者は、この基本規約及び利用するサブシステムごとの個別規約（以下総称する場合、単に「規約」といいます。）に同意されていることを前提として提供するものとし、利用者は、利用の前に必ず規約の内容を確認いただくとともに、その内容に同意できない場合は利用をお断りします。

2 システムを利用する利用者は、この規約に同意したものとします。

（利用資格等）

第4条 利用者は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行するICカードであって、次のすべてに該当するものを使用して、システムを利用しなければなりません。

(1) コアシステムで使用できるものであること。

(2) 利用者が法人の場合、次項の申請において届け出た代表役員等の名義のものであること。

(3) システムの利用者登録機能と利用者ごとに定める登録番号を使って、利用者が入札参加資格を有するすべての利用自治体への利用者登録（すべての利用自治体の入札参加資格を有さない者は、資格申請用の利用者仮登録）を完了したものであること。

2 前項の登録番号は、利用自治体を代表してシステムの運営を行う広島県（以下「運営団体」といいます。）が、基本規約様式1による利用者からの利用開始申請に基づいて決定し、通知する番号をいい、利用者は、この登録番号を、自己の責任で、厳重に管理しなければなりません。

なお、利用者は、利用開始申請の内容に変更が生じた場合、直ちに、基本規約様式2による変更届を運営団体に提出しなければなりません。

また、運営団体は、システムの運営上必要がある場合、あらかじめ利用者に通知した上で、その登録番号を変更できるものとします。

3 利用者は、システムに登録した利用者情報の内容に変更が生じた場合には、直ちに、システムの機能を使用して、その変更を行わなければなりません。

なお、この変更を行わず、事実と異なる利用者情報のままでシステムを利用した場合、そのすべての行為は無効となります。

4 利用者は、端末およびその利用環境の整備、ＩＣカードの管理、システムへの利用者登録状況の確認・管理など、システムの利用を行う上で必要な準備及び管理などを、自己の責任において厳重に行うものとします。

（利用方法）

第5条 システムの利用時間は、当面、休日を除く毎日、午前9時から午後5時までとします。

ただし、保守等の必要があるときは、利用自治体は、利用者への事前通知を行うことなく、システムの運用の停止、休止、中断等を行うことができるものとします。

2 利用者は、コアシステムが正常に動作する端末と第4条の規定による利用者登録を完了したＩＣカードを使用してシステムを利用するものとします。

なお、当該端末にはウイルスチェックソフトを導入し、その定義ファイルを常に最新の状態に保たなければならないものとします。

3 利用者が、システム上で行う行為は、すべて利用者本人が行ったものとします。なお、同一の利用者が名義の異なる複数のＩＣカードに登録している場合であっても、同様とします。

4 利用者は、工事費内訳書等のシステムに添付して提出するファイルがある場合、当該添付ファイルを、常に最新の状態のウイルスチェックを実施した上で提出しなければなりません。ただし、ファイル容量が、システムで定める制限容量を超える場合は添付せず、持参又は郵送等、利用自治体が定める別の方法により提出するものとします。

（禁止事項）

第6条 システムの利用にあたっては、個別規約に定めがある場合を除いて、次の行為を禁止するとともに、これらの行為によりシステムに登録された情報等はすべて無効とします。

また、これらの行為を行った者は、関係する利用自治体から指名除外等の必要な措置を受けることがあります。

- (1) 事実と異なる情報が格納されているＩＣカードを使用してシステムを利用すること。
- (2) システムを本来の目的以外の用途に利用すること。
- (3) 他人の情報又は虚偽の情報によりシステムを利用すること。
- (4) システムに対し、不正なアクセスやウイルスの送信等の行為をすること。
- (5) システムの管理及び運営を故意に妨害し、又は破壊すること。
- (6) その他法令等に反すると認められる行為をすること。

（障害時等の措置等）

第7条 システムが障害等により利用できなくなった場合には、利用者は、個別規約に従って、

関係する利用自治体に連絡した上で、その指示に従うこととします。

- 2 利用者は、システムに登録した情報が提出先の利用自治体に帰属すること、及び、システムの運営上やむを得ない場合で提出先の利用自治体が承諾した場合には、当該情報について、運営団体が必要な調査及び修正を加えることがあることを、あらかじめ了承した上で、システムを利用するものとしします。

(免責事項等)

第8条 利用者は、システムを自己の負担、判断及び責任において利用してください。利用自治体は、利用者がシステムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、一切責任を負いません。

(準拠法及び管轄)

第9条 この規約は日本国法に準拠するものとしします。また、システムの利用又は規約に関して利用自治体と利用者間に生ずるすべての紛争は、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

(規約の変更)

第10条 利用自治体は、必要があると認めるときは、利用者に事前の通知を行うことなく、規約を変更することができるものとしします。利用者は、利用の都度、規約の確認を行うものとし、規約変更後にシステムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとしします。

附 則

この規約は、平成16年10月 日から施行しします。

電子入札等システム利用開始申請書

平成 年 月 日

広島県市町村電子自治体推進協議会
電子入札運営部会長 様

電子入札等システムの利用を、次により開始したいので、電子入札等システム利用者基本規約第4条第2項の規定により、申請します。

なお、申請にあたり、関係規約を遵守してシステムを利用すること、ここに記載した事項は事実と相違ないこと、また、申請内容に変更が生じた場合は、直ちに届け出ることを誓約します。

(申請者)

住所又は所在地
商号又は名称
代表者

印

【申請事項】

個人・法人の別		個人・法人 (該当に○)	
利用希望分野	建設工事	希望する (現在の資格: 有 [自治体名:]・無)・希望しない [建設業許可番号: 大臣・知事許可第 号]	
	コンサル	希望する (現在の資格: 有 [自治体名:]・無)・希望しない	
住所又は所在地		〒	
商号又は名称		漢字	フリガナ
代表者氏名		漢字	フリガナ
電話番号		()	
システムに登録する ICカードの名義人		職名	氏名
		住所	

(問い合わせ先)

所属		職名		担当者名	
電話		FAX		e-mail	

(注意事項)

- ①必ず代表者印を押印してください。(支店長印等は認められません。)
- ②利用希望分野は、該当を○で囲み、申請時点で利用自治体のいずれかの入札参加資格を有する者は、そのうちの一つの自治体名を記入してください。(利用者登録番号は、この分野によらず一社一つの番号になります。)
- ③法人の場合、ICカードの名義人は、必ず代表権をもつ役員等としてください。
届出名義人以外の名前(支店長等)で利用者登録されたカードは、管理者が使用不可とします。
- ④申請内容に疑義がある場合、補正等をお願いすることがあります。
また、法人の場合は、商業登記簿謄本を証拠書類として添付してください。
- ⑤登録する名義人は、5人以下としてください。なお、申請時点でICカードを取得している必要はありません。

運営団体記入欄:

電子入札等システム申請内容変更届出書

平成 年 月 日

広島県市町村電子自治体推進協議会

電子入札運営部会長 様

電子入札等システムの利用に係る申請内容に変更があるので、電子入札等システム利用者基本規約第4条第2項の規定により、届け出ます。

なお、ここに記載した事項は事実と相違なく、また、今後、さらに申請内容に変更が生じた場合は、直ちに届け出ることを誓約します。

(申請者)

住所又は所在地

商号又は名称

代表者

印

【届出事項】変更項目に○を付して、変更後の内容を記入

変更日	平成 年 月 日		
個人・法人の別	個人・法人 (該当に○)		
住所又は所在地	〒		
商号又は名称			
電話番号	()		
システムに登録する ICカードの名義人	職名	氏名	住所

(問い合わせ先)

所属		職名		担当者名	
電話		FAX		e-mail	

(注意事項)

- ①必ず代表者印を押印してください。(支店長印等は認められません。)
- ②法人の場合、ICカードの名義人は、必ず代表権をもつ役員等としてください。
届出名義人以外の名前(支店長等)で利用者登録されたカードは管理者が使用不可とします。
- ③届出内容に疑義がある場合、補正等をお願いすることがあります。
また、法人の場合は、商業登記簿謄本を証拠書類として添付してください。
- ④登録する名義人は、5人以下としてください。
なお、届け出時点では、まだICカードを取得している必要はありません。

運営団体記入欄：

入札システム利用者個別規約の方向性

システムの取り扱いの方向性を理解いただくため、現在電子入札運営部会における検討の途中段階のものではありますが、以下にお示しします。

なお、これは、あくまでも素案であり、試行開始までに決定し、ホームページで公表します。

（目的）

第1条 この個別規約は、電子入札等システム利用者基本規約（以下「基本規約」といい、以下、この個別規約で特に定めるもの以外の名称等は基本規約に従うものとします。）第2条第3項の規定に基づき、入札システム（以下「システム」といいます。）を使用した入札手続（以下「電子手続」といいます。）を行うに当たって、利用者があらかじめ合意しておく必要がある事項のうち利用自治体で共通するものについて定めたものです。

なお、電子手続により発注する案件には、規約に加えて、当該案件を発注する利用自治体（以下「発注者」といいます。）の入札・契約制度が適用されますので、利用者は、これらの関係するすべての規程類を遵守できる場合でなければ、システムを使用してはなりません。

（システムの利用者等）

第2条 システムの利用者は、基本規約第4条に定める利用者登録を行った者のうち、各案件の発注者の入札参加資格を有する者としてします。

なお、新たにシステムの使用を開始する発注者があった場合、利用者は、当該発注者の入札参加資格を有している場合、改めて、その発注者に対する利用者登録を行う必要があります。

2 システムを共同企業体が使用する場合は、特定共同企業体にあつては、代表構成員が利用者登録を行ったＩＣカードを、また経常共同企業体にあつては、共同企業体が取得し、利用者登録を行ったＩＣカードを使用して、共同企業体の名のもとに行うものとします。

なお、共同企業体の協定内容及び構成員間の委任、共同企業体としての入札参加資格等の詳細は、それぞれの発注者がそれぞれ定めるところに従わなければなりません。

3 利用者がシステムにより提出する書類等は、すべて、利用者本人が提出したものとして取り扱います。

（システムの使用法等）

第3条 利用者は、全発注者共通事項として次条以下に掲げるもののほか、案件ごとに、それぞれの発注者が定める方法に従って、システムを使用しなければなりません。

なお、システムで使用する入札方式は、入札規約別表のとおりとします。

（案件登録）

第4条 発注者は、電子手続を行う場合、案件の入札方式、案件の概要、手続の期間その他の必要な事項をシステムに登録します。

なお、入札書の受付期間は、原則として、開札日の前日までの2日間（休日を含めないものとします。）とし、その他の期間、日時等は、システムを使用せずに行う入札手続（以下「書面手続」といいます。）における取扱いに準じて行うものとします。

2 当分の間、電子手続を行う案件であっても、システムを使用せずに書面により参加（以下「書面参加」といい、システムを使用して参加することを「電子参加」といいます。）することができますが、この場合、提出する書面等は、代表者又は受任者（案件の発注者にあらかじめ委任状を提出している者に限ります。以下同じ。）の名義でなければなりません。

- 3 発注者は、第1項の案件の登録において、開札の結果必要が生じた場合に実施するくじ引きを、システムの機能を使用して行うか否かについても登録します。

(登録内容の変更及び開札日時の延期等)

第5条 発注者は、案件登録後、やむを得ない理由により登録内容及び開札日時等を変更する必要がある場合、システムの機能を利用して、その変更を行います。

なお、この変更を行った場合、発注者は、速やかに、入札参加者に通知するものとします。

(電子手続の中止)

第6条 発注者は、その利用に係る電子計算機又はシステム等の障害により、システムを使用できない場合には、電子手続を中止し、書面手続に変更することがあります。

この場合、発注者は、速やかに、入札参加者に通知するとともに、入札参加者はその指示にしたがって、必要な書類の提出等を行ってください。

(電子参加と書面参加の選択と変更)

第7条 システムへの利用者登録を行っている利用者は、原則として、電子参加するものとします。ただし、その利用に係る電子計算機の障害等やむを得ない理由でシステムを使用できない場合には、当該案件の発注者に入札規約様式1により申し出、その指示にしたがって、書面参加に変更することができます。

なお、利用者が、同一の手続きを、錯誤等により電子参加と書面参加の両方法によって重複して行った場合、電子参加により提出されたものを優先するものとします。

- 2 前項の申し出は、第1回入札書提出締切日時の、原則として1時間前までに行わなければならないものとし、申し出がないまま提出締切日時までに入札書が提出されない場合は、入札を辞退したものとみなします。

- 3 一般競争入札、公募型指名競争入札等の参加希望者を公募する入札方式の案件で書面により参加希望書を提出した者、及びそれ以外の入札方式の案件で書面により指名通知を受けた者は、当該案件について、途中から電子参加に変更することができません。

(添付ファイル及び書面提出資料の取扱い)

第8条 利用者は、発注者が指示する場合には、工事費内訳書等の必要な資料を、発注者が指定する形式で作成し、システムから情報を送信する際に、添付ファイルとして提出してください。

ただし、ファイルの容量が1メガバイトを超える場合は、添付せず、発注者の指示する提出方法を採用するものとします。

- 2 前項のシステムへの添付ファイルとは別に、発注者が書面による提出を指示した資料がある場合、利用者は、その資料を書面により作成し、指示された期限までに、郵送又は持参等の指示された方法により、提出してください。

- 3 発注者が、前2項の添付ファイル及び資料に不備を発見した場合は、利用者に、補正を指示しますので、利用者は、その指示にしたがって補正等を行ってください。

なお、指示された期限までに補正等が行われない場合は、当初の資料等の提出が期限内であっても、辞退したものととして取扱います。

(入札の辞退等)

第9条 利用者は、前2条に規定する場合のほか、入札書の提出に代えて辞退届をシステムから

提出することにより、当該案件の入札を辞退することができます。

また、入札書締切日時までに入札書を提出しない者は、辞退したものとして扱います。

なお、提出された入札書は、書換え、引換え又は撤回することができません。利用者は、入札書の提出後に、参加資格を喪失する等の入札に参加できなくなる事態が生じた場合は、直ちに発注者に申し出て、その指示に従ってください。

（開札手続）

第 10 条 発注者は、開札日時を経過したときは、当該入札事務に直接関係のない職員を立会させた上で、書面参加の者の入札書を開封し、その入札金額をシステムに登録後、電子参加の者の入札書をシステムを使って一括開札し、その結果に応じて、次により処理を進めていきます。

（1）開札処理を終了する場合（落札決定、再度入札又は打ち切り等）

落札決定する場合、発注者は、落札を決定し、その結果を、入札参加者にシステム及び電話等を使って通知して手続を終了します。

落札となるべき者がいない場合、発注者は、再度入札に付するか入札を打ち切るかを決定し、再度入札を行うときは、システムに再度入札の入札締切日時（原則として、開札日の翌日以降の日とする。）等を登録した上で、入札参加者にその旨を通知してその処理に移行します。

また、入札を打ち切るときは、システムを使った不落随契（地方自治法施行例第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定による随意契約をいい、システムを使用するか否かは発注者がその都度決定します。）を行う場合を除いて、システムに当該案件を取り止め登録して処理を終了します。

（2）開札処理を中断する場合（調査、保留又はくじ引き）

調査等の必要な対応を行うため開札処理を中断することとした場合、発注者は、システムに処理状況を登録した上で、入札参加者にその旨を通知して、その対応を開始します。

また、落札となるべき同様の入札をした者が 2 名以上あってくじ引きを実施することとした場合、発注者は、くじ引きの実施方法等の必要な事項を該当者に電話等で連絡した上、システムに処理状況を登録してくじ引きの手続を開始します。

なお、これらの対応が終了したときは、発注者は、その結果に応じて、開札処理を再開し、前号の規定にしたがって進めるものとします。

2 発注者は、開札に際して、入札書を提出した者の中に、入札に参加させないこととした者がある場合、その者が提出した入札書は開札しないまま破棄するものとします。

3 発注者は、システムで発注者が発行する通知書等で必要なものについては、入札執行職員の電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（コアシステムで使用可能な方式の中から、発注者があらかじめ選択し、公表したものとします。）を併せて送信するものとします。

（開札状況の公表等）

第 11 条 発注者は、入札参加者が希望するときは、電子入札の開札状況を確認することができるよう配慮します。

なお、その具体的な方法については、発注者がそれぞれ定めるものとします。

2 発注者は、各案件の処理状況を、随時、利用者が、システムから確認できるようにします。

特に、電子参加の入札書については、その提出時点及び開札時点のハッシュ値等を公表することにより、利用者が、その対比による検証を行えるように。

（記録等の保管等）

第 12 条 利用者は、電子手続を行った場合、システムの送受信記録等を必要に応じて保管して

ください。

- 2 電子手続による案件（第6条の規定により中止したものを除く。）の経過に関する情報は、システム内に3年間保管するとともに、各発注者は、それぞれが定めるところにより、必要な情報を書面でも保管するものとします。

なお、発注者は、利用者から送信された情報を、使用したICカードの情報とともに保管し、以後、疑義が生じた場合には、それを解析して原因究明に使用する等の必要な対応を行います。

（契約）

第13条 電子参加した者が落札した場合、契約は、その受任者と結ぶことができます。

なお、この場合の委任状等の取扱いについては、各発注者が定めるものとします。

（発注者の独自手続の優先等）

第14条 電子手続により発注する案件について、発注者は手続及び取扱いの標準化に努めることとしますが、やむを得ず、発注者が、この規約と異なる独自手続を定めた場合には、当該発注者の案件には、その独自規定がこの規約に優先して適用されるものとします。

（システムへの委任等）

第15条 前条までに掲げるもののほか、システムへの入力項目、操作手順、画面表示その他利用者がシステムを使って行う処理の詳細については、システムの仕様に従うものとします。

- 2 各発注者は、必要が生じたときは、システムを変更することがあります。なお、発注者が、利用者への周知等が必要と判断した場合には、システムの起動画面及び操作マニュアルの改訂等の方法により行うこととしますので、利用者は操作マニュアル等をよく確認した上でシステムを使用してください。

附 則

この規約は平成16年11月 日から施行します。

入札規約別表

入札システムで使用する入札方式

入札方式		方式の概要	使用する案件	
			建設 工事	コンサル 業務
競争 入 札 方 式	条件付一般競争入札	調達案件ごとにあらかじめ資格要件を定めて入札参加希望者を公募し、参加希望者の中から資格要件を満たす者全員により入札を行う方式	○	
	公募型指名競争入札 (受注希望型／簡易公募型 指名競争入札を含む。)	公募に対する参加希望者で資格要件を満たす者の中から、発注者が選定した者を指名し、指名した者により入札を行う方式	○	○
	意向確認型指名競争入札	発注者があらかじめ選定した一定数の者に当該調達案件の競争への参加意向の有無の確認と技術資料の提出を依頼、参加意向がある者の中から発注者が指名した者により入札を行う方式	○	○
	通常型指名競争入札	発注者が、能力や実績等に基づいて選定した一定数の業者を指名して入札を行う方式	○	○
随意 契 約 方 式	プロポーザル方式 公募	案件ごとにあらかじめ資格要件を定めて参加者を公募し、希望者から発注者が一定数の者を選定して、当該案件の実施方法等の提案を求めた上で、最も優れた提案を行った者と随意契約する方法		○
	指名 プロポーザル方式	発注者が、能力や実績等に基づき一定数の業者を選定して当該案件の実施方法等の提案を求め、優れた提案を行った者と随意契約する方法		○
	その他の随意契約	発注者が、能力や実績等に基づき単独又は複数の業者を選定して、その者との価格交渉により、契約の相手方を決定して随意契約する方法	○	○

(注) 競争入札方式の場合、開札の結果、落札となるべき者がいないときには、発注者の判断により、入札の取り止め、再度の入札又は不落随契の処理に移行することができます。

紙入札方式参加承諾願

1 発注件名

(第1回入札書締切日時： 平成 年 月 日 時 分)

2 電子入札システムでの参加ができない理由

次の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は、当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

(利用者)

住所又は所在地
商号又は名称
代表者等

印

(発注者)

様

上記について、承諾します。

平成 年 月 日

様

(発注者)

資格システム利用者個別規約の方向性

システムの取り扱いの方向性を理解いただくため、現在電子入札運営部会における検討の途中段階のものではありますが、以下にお示しします。

なお、これは、あくまでも素案であり、試行開始までに決定し、ホームページで公表します。

（目的）

第1条 この個別規約は、電子入札等システム利用者基本規約（以下「基本規約」といい、以下、この個別規約で特に定めるもの以外の名称等は基本規約に従うものとします。）第2条第3項の規定に基づき、資格システム（以下「システム」といいます。）を使用した入札参加資格（以下「入札資格」といいます。）に係る審査申請及び届出書等の提出（以下総称して「電子申請」といいます。）を行うに当たって、利用者があらかじめ合意しておく必要がある事項のうち利用自治体で共通するものについて定めたものです。

なお、電子申請には、規約に加えて、申請の相手方である利用自治体（以下「申請先」といいます。）の入札・契約制度が適用されますので、利用者は、これらの関係するすべての規程類を遵守できる場合でなければシステムを利用してはなりません。

（システムの利用者等）

第2条 システムの利用者は、単体企業であって、基本規約第4条に定める利用資格を有する者（申請先の入札資格を、現に有しているか否かは問いません。）とし、利用者は、電子申請に当たって、申請先が定める入札資格の要件を満たしている必要があります。

2 利用者が、システムにより提出する書類等は、すべて利用者本人が提出したものとして取り扱います。

（電子申請の区分）

第3条 電子申請は、申請を受け付ける入札資格の区分（以下「資格区分」といいます。）ごとに、それぞれ分けて行います。

また、資格区分には、資格の単位となる詳細の業種並びに分野及び部門（以下総称して「申請業種」といいます。）を設定し、入札資格は、この業種ごとに認定されるものとします。

2 電子申請における資格区分及び申請業種は、資格規約別表1のとおりとします。

（電子申請の基本条件）

第4条 電子申請は、すべての申請先が合意した項目及び入力画面等による一括申請方式により行います。このため、利用者は、システムに必要な事項を入力し、指定された添付ファイルを登録した上で、申請先を選択して送信することにより、選択されたすべての申請先に、システムを経由して、同一の内容が提出されることとなります。ただし、申請先によっては、提出された内容の一部を、その資格の認定に使用しないことがあります。

なお、電子申請における申請項目の概要、添付ファイル及びその条件は、資格規約別表2のとおりとします。

2 電子申請では、一つの資格区分で提出する申請先は、申請業種がすべて同一でなければなりません。

なお、申請先によって申請業種を変えようとする場合、利用者は、電子申請とは別に書面による手続を行う必要があります。ただし、申請先が特に認めた場合に限られますので、申請先に協議の上、その指示にしたがってください。

- 3 電子申請では、添付資料として、第1項の添付ファイル以外に、各申請先がそれぞれ定めるところにしたがって、書面により提出する資料（以下「書面資料」といいます。）が必要な場合があります。この書面資料は、各申請先の入札資格の審査に関する告示等（以下「審査告示」といいます。）に従って作成し、それぞれ個別に提出してください。

なお、その提出に当たっては、電子申請した際にシステムから出力される受付票の写しを添付して行うものとし、書面資料が各申請先の定める期限までに提出されない場合、当該申請先に対して行われた電子申請は無効とします。

- 4 このシステムは、申請を受け付けるところまでを行うものであり、各申請先の入札資格は、申請に基づいて、それぞれが審査の上認定を行い、申請者に個別に通知します。

なお、認定の通知は、このシステムでは行いません。

（申請種別）

第5条 電子申請は、その内容に応じて次のとおり区分し、利用者は、ここに定める内容を十分に理解して、システムを使用しなければなりません。

（1）資格申請

利用者が、申請先から入札資格の認定を受けるために行うものであり、次のとおり、入札資格の有効期間満了前にその更新等を目的に行うものと、有効期間内に入札資格の追加を目的に行うものに区分することとします。

なお、入札資格の有効期間及び資格申請の受付期間は、原則として、すべての申請先で同一の期間としますが、具体的な受付時期等については、年度ごとに決定しますので、申請に当たって、審査告示に注意する必要があります。

ア 当初申請

次の有効期間の入札資格の認定を行うため、現在の入札資格の有効期間が満了する前に、現在認定を受けているか否かによらず、新たな入札資格の認定を希望するすべての利用者が行うものです。

イ 追加申請

現在の入札資格の有効期間内に、認定を受けていない入札資格の追加認定を希望する利用者が行うものであり、利用者の申請の状況に応じて、次のとおり区分します。

なお、業種追加と申請先追加を同時に行おうとする場合には、業種追加を行った上で、申請先追加を行う方法をとるものとします。

（ア）新規追加

現在いずれの申請先からも、入札資格の認定をまったく受けていない利用者が、その有効期間内に新たに認定を受けるために行う申請です。

（イ）業種追加

いずれかの申請先から一部の業種の入札資格の認定を受けている利用者が、現在認定を受けていない業種の入札資格の認定を受けるために行う申請です。

なお、この申請では、現在認定を受けている申請先以外に行うことができません。

（ロ）申請先追加

いずれかの申請先から入札資格の認定を受けている利用者が、現在まったく認定を受けていない申請先に対して行う申請です。

なお、この申請では、申請業種を追加することはできません。

この申請で新たに追加する申請先に対して提出される内容は、現在認定を受けている申請先に提出したもの（変更届や取下げを提出済の場合は、その変更後の内容）と同一であるため、建設工事における経営事項審査の結果等、常に申請時点での最新のものです。

ある必要のある情報は、システムとは別に、書面により、追加する申請先に提出（以下「最新版提出」といいます。）するものとします。

ウ 再申請及び訂正申請

電子申請により資格申請した利用者が、その申請に基づく入札資格の認定を受ける前に、申請中の申請内容を訂正等する場合に再度行う申請であり、資格申請した受付期間内に行うものを再申請、受付期間を経過した後に行うものを訂正申請といいます。

なお、訂正申請では、申請先及び申請業種の変更ができないなどの制限があり、訂正できる事項及びその期間は、運営団体が資格申請の受付時点で、そのホームページ等において示すものとします。

また、申請先は、申請受付後の審査において内容の誤り等を発見した場合、それぞれ利用者に補正を指示し、利用者は、それに対してこの訂正申請を行う必要がありますが、この訂正を行うと、すべての申請先への申請内容が訂正されることとなります。

(2) 変更届

いずれかの申請先から入札資格の認定を受けている利用者が、現在認定を受けている入札資格の内容のうち、申請先及び業種に係るもの以外の事項に変更があった場合に行う届出であり、この届出は、利用者のすべての申請先に対して行います。

なお、まだ認定を受けていない資格申請の内容に変更がある場合には、前号ウの訂正申請によるものとします。

(3) 取下げ

いずれかの申請先から入札資格の認定を受けている利用者が、現在認定を受けている入札資格の全部又は一部の取り下げを行う場合に行う届出であり、その届出内容に応じて、次のとおり区分します。

ア 全部取下げ

利用者が、現在入札資格の認定を受けている全申請先に対して、全業種の資格を取り下げようとする場合に行う届出です。ただし、システムの都合上、入札資格を認定していない申請先に対しても送信されるため、当該申請先は送信された情報を使用しません。

イ 一部業種取下げ

利用者が、現在入札資格の認定を受けているすべての申請先に対して、その一部の業種の入札資格を取り下げる場合に行う届出です。

なお、この取り下げは、利用者のすべての申請先に対して行います。

ウ 一部申請先取下げ

利用者が、現在入札資格の認定を受けている申請先のうちの一部に対して、その申請先から認定を受けているすべての業種の入札資格を取り下げる場合に行う届出です。

(ユーザー区分等)

第6条 電子申請では、利用者の電子申請の経験の有無等に応じて、次のとおり区分していますので、利用者は、ここに定める内容を十分に理解してシステムを使用しなければなりません。

(1) 初回ユーザー

過去に資格申請（変更届及び取下げは除きます。）を行ったことがない利用者、過去に資格申請したことがあっても、申請時点で、すべての申請先から入札資格の認定を受けていない利用者、及び次項なお書きの規定により申請情報を消去された利用者です。

なお、初回ユーザーが電子申請する場合、システムの都合上、既に認定を受けている入札資格の申請先や内容など、申請事項以外の内容も入力する必要がありますので、事実のとお

り誤りなく入力してください。入力内容が認定済の入札資格等の内容と異なることが明らかになった場合、申請先は、変更届等による訂正を求めることがあります。

また、初回ユーザーが資格申請を行った場合、当該申請の受付期間（訂正申請の期間を含む。）が終了したときから、システムは、次号の一般ユーザーとして取り扱います。

(2) 一般ユーザー

資格申請を行った結果、現在、いずれかの申請先から入札資格の認定を受けている利用者、及び初回ユーザーとして資格申請を行った後、当該申請の受付期間が終了した利用者です。

なお、システムは、この一般ユーザーの電子申請の履歴情報を蓄積し、一般ユーザーが、申請を行おうとするときには、その時点における最新の申請済情報（変更届等の結果を反映したもの。）を初期表示しますので、一般ユーザーは、必要に応じて、その内容を修正するだけで申請を行うことができます。

- 2 一般ユーザーである利用者は、それ以後の入札資格の申請、届出等は、電子申請により行うことを原則とし、その利用に係る電子計算機の障害等やむを得ない理由がある場合に限り、資格規約様式1により、あらかじめシステムの運営団体を経由して、関係する申請先自治体に届け出た上で、書面による申請等を行うことができるものとします。

なお、この届出があった場合、当該利用者の電子申請の履歴情報はすべて消去しますので、次に電子申請を行う場合、利用者は初回ユーザーとしてシステムを使用する必要があります。

(システムの使用方法等)

- 第7条 利用者は、システムを起動後、資格区分を選択して表示される初期画面から、自分のユーザー区分及び電子申請しようとする申請種別に対応した機能を選択して、処理を開始します。

各機能の処理画面は、申請項目等で分けた複数の画面で構成しており、利用者は、画面ごとに申請項目を入力した後、システムに指示して、次画面を開いて処理を続けていきます。

必要な事項の入力がすべて完了すると、利用者は、入力内容の確認画面で内容を確認した上で、システムに送信を指示して申請先に提出します。

- 2 前項の初期画面での選択機能は、使用時期や利用者により使用の可否を判断して表示します。

なお、入力の途中で次画面に移行するとき、システムが、利用者が入力した内容を画面ごとにチェックし、必須項目の入力もれや、項目間の矛盾などのエラーがあるときには、移行を中止し、エラー部分の修正を求めますので、利用者は、必要な修正を行ってください。

また、資格申請で資格区分が建設工事である場合、システムは、申請先に情報を送信する前に、利用者が入力した経営事項審査の結果が公開されているものと一致するか、別システムに確認し、不一致であるときには送信を中止します。この不一致は、入力誤り以外に、入力された最新の結果が未公開であるときにも生じますが、後者の場合、利用者は、すでに公開されている結果を入力して申請を完了させた後、その訂正が可能な期間が終了するまでに、再申請又は訂正申請により、最新の結果に訂正するものとします。

- 3 利用者は、システムの使用中は、申請完了まで、できるだけ中断しないよう努めるとともに、中断する場合は、必ず一次保存を行うものとします。なお、使用中断が一定時間を超えたとき、システムは、利用者の接続を自動的に切断します。

- 4 利用者は、電子申請を行った場合、その都度システムから発行される受付票を出力し、保管するとともに、各申請先に書面資料を送付する際には、その写しを添付してください。

なお、この受付票は、電子申請が終了した後も、一定期間、再発行できるものとします。

(記録等の保管)

- 第8条 利用者は、電子申請を行ったときには、受付票、添付ファイルその他の必要な情報を、必要に応じて保管してください。

- 2 各申請先は、電子申請により受け付けた情報を、書面資料と併せて、それぞれが定めるところにより保管するとともに、当該電子申請情報は、システム内に3年間保管します。

（変更届に使用するＩＣカードの特例）

第9条 変更届の迅速性を確保するため、代表者、商号又は名称の変更等、ＩＣカードの変更が必要な変更内容の届出については、利用者は、基本規約第6条の規定にかかわらず、変更前のＩＣカード（以下「旧カード」といいます。）を使用して届出を行うことができるものとします。ただし、次のすべての条件に該当する場合に限り、この場合、旧カードを使用して行った届出であっても、利用者本人が行ったものとして取り扱うとともに、届出後に条件を満たしていないことが判明したときは、当該届出は無効とします。

- (1) 使用する旧カードが、既に当該利用者に利用者登録を済ませていたものであること。
- (2) 変更後の情報を格納した新しいＩＣカードを取得するまでに期間を要すること。
- (3) ＩＣカードの変更が必要になった日（発生日）から、2週間以内に行った届出であること。
- (4) 旧カードが、その発行元により失効処理される前の届出であること。
- (5) 届出の際、旧カードを使用した旨とその発生日を明確にした届出であること。

（新たに利用開始する者の取扱い）

第10条 いずれかの申請先から入札資格の認定を受けているが電子申請を行ったことがない者が、新たに利用者登録を行うなどにより初回ユーザーになった場合、当該新規利用者は、次の入札資格の更新に伴う当初申請の受付までの間、変更届又は取下げを提出するためだけにシステムを使用することとします。

- 2 新規利用者が、業種追加又は申請先追加を行う必要がある場合、前項の規定にかかわらず、追加受付の期間に、追加申請できるものとします。

なお、新規利用者が追加申請する場合、既に認定を受けている入札資格の申請先及び申請業種の情報も併せて入力する必要があるため、新たな認定に係る申請内容を明記して行うこととし、当該申請の申請先は、申請情報のうち、認定済の入札資格に関するものを使用しません。

（新たな自治体が参加を開始する場合の取扱い）

第11条 システムの運用開始後に、新たに参加する自治体（以下「新申請先」といいます。）がある場合、運営団体は、その参加開始時期（以下「開始時期」といいます。）を各年度一回に集約し、その参加開始について十分な周知を行うものとします。

なお、新申請先は、参加開始に当たって、遅くとも参加後の次の当初申請までに、受付時期及び入札資格の有効期間を、既に参加済の申請先（以下「現申請先」といいます。）と一致させることを前提に、次のとおり取り扱います。

- (1) 新申請先の参加開始が、現申請先の当初申請の受付年度である場合

開始時期は、現申請先の当初申請の受付開始時とし、現申請先と新申請先が同時に、当初申請の受付を行います。

なお、入札資格の有効期間が、現申請先と一致していない新申請先があれば、当該新申請先は、参加前に、その有効期間の調整、電子申請する者に有効期間内の再度の申請を認めるなどの方法により、電子申請するすべての利用者が認定を受ける、各申請先の入札資格の有効期間が同一となるよう、必要な措置を講じることとします。

- (2) 新申請先の参加開始が、現申請先の当初申請の受付年度でない場合

開始時期は、当該年度内の現申請先の追加申請受付時期の中から、新申請先の中に当初申請の受付年度になるところ（以下「当初新申請先」といいます。）があれば、その当初申請の認定作業を考慮して、適切な時期を選択して決定します。

なお、当初新申請先は、この電子申請による当初申請で認定する入札資格については、その終期を、現申請先の終期と一致させるものとします。

- 2 前項第2号に該当する年度に参加開始する新申請先に対して、その開始前に既に現申請先への電子申請を行っている利用者は、新申請先の参加開始時の受付期間の間に、次により、システム内情報の整理又は資格申請を行うものとします。

- (1) 新申請先への当初申請又は入札資格の認定を受けていない新申請先への追加申請する場合
新申請先に対して、現申請先と同一の申請業種で、申請先追加を行います。

なお、この場合、この申請は、新申請先に対する新たな資格申請となりますので、添付資料を提出するとともに、必要に応じて、第5条の申請先追加と同様に、最新版提出を行ってください。

- (2) 既に新申請先から入札資格の認定を受けている場合で(1)に該当しない場合
システム内の情報整理を目的に、新申請先への申請先追加を行います。(添付資料は不要)
なお、これは新たな資格の申請ではないため、新申請先は、これにより送信された情報は使用しません。

- 3 利用者は、前項の整理又は申請において、新申請先と現申請先への申請業種を統一する必要があります。

このため、新申請先と現申請先で申請済又は申請しようとする業種が異なる場合、利用者は、あらかじめ業種追加又は取り下げによる統一を行う必要があります。

なお、その統一は、相手方が、現申請先である場合には電子申請により、新申請先である場合には、書面により行うものとします。

また、この場合に業種追加を行う場合は、これも一つの資格申請となるため、所定の添付資料の提出が必要です。

(システムへの委任等)

- 第12条 前条までに掲げるもののほか、システムへの入力項目、操作手順、画面表示その他、利用者がシステムを使って行う処理の詳細については、システムの仕様に従うものとします。

- 2 各発注者は、必要が生じたときはいつでも、事前の通知を行うことなく、システムを変更することができるものとしますが、その場合の周知はシステムの起動画面等を使って行いますので、利用者は操作マニュアル等をよく確認した上でシステムを使用してください。

附 則

この規約は平成16年11月 日から施行します。

ただし、平成17年3月31日までの間は、当初申請及びその再申請若しくは訂正申請以外の電子申請の受付は行いません。

入札参加資格の区分と申請業種

入札参加資格の区分		
建設工事	測量及び建設コンサルタント等業務	
申請業種	申請業種	
	分野	部門
土木一式工事	測量	測量一般
プレストレストコンクリート工事		地図の調整
建築一式工事		航空測量
大工工事	建築関係 建設コン サルタン ト	建築一般
左官工事		意匠
とび・土工・コンクリート工事		構造
法面処理工事		暖冷房
石工事		衛生
屋根工事		電気
電気工事		建築積算
管工事		機械設備積算
タイル・れんが・ブロック工事		電気設備積算
鋼構造物工事		調査
鋼橋上部工事	地質調査	地質調査
鉄筋工事		土地調査
舗装工事		土地評価
しゅんせつ工事	補償関係 コンサル タント	物件
板金工事		機械工作物
ガラス工事		営業・特殊補償
塗装工事	土木関係 建設コン サルタン ト	事業損失
防水工事		補償関連
内装仕上工事		河川・砂防及び海岸
機械器具設置工事		港湾・空港
熱絶縁工事		電力土木
電気通信工事		道路
造園工事		鉄道
さく井工事		上水道及び工業用水道
建具工事		下水道
水道施設工事		農業土木
消防施設工事		森林土木
清掃施設工事		水産土木
		造園
		都市計画及び地方計画
		地質
		土質及び基礎
		鋼構造及びコンクリート
		トンネル
		施工計画・施工設備及び積算
		建設環境
		建設機械
		電気・電子
	その他	不動産鑑定
		登記手続等
		その他

資格申請における申請項目及び添付ファイル

資格区分	申請項目等	概 要
建設工事	会社基本情報	・ 申請者の商号・名称，所在地，連絡先等の情報 ・ 申請業種及びその経営事項審査結果の情報
	営業所情報	・ 広島県内にある全営業所の情報
	添付ファイル	・ 運営団体の指定様式で作成したものを添付
	技術職員名簿	・ 申請者に所属する全技術職員名等と資格内容
測量及び建設 コンサルタント等業務	会社基本情報	・ 申請者の商号・名称，所在地，連絡先等の情報
	希望業務情報	・ 法令等登録及び申請業種の情報
	経営状況等情報	・ 直前2年間の決算等の情報
	営業所情報	・ 広島県内にある全営業所の情報
	添付ファイル	・ 運営団体の指定様式で作成したものを添付
	技術職員名簿	・ 申請者に所属する全技術職員名等と資格内容
	測量等実績調書	・ 直前営業年度内の分野別の主要契約の実績

(注)

- 1 建設工事では，経営事項審査結果の年間平均完成工事高がない業種の申請はできません。
- 2 添付ファイルは，運営団体がそのホームページに掲載して指定する名称及び形式によるものとします。（名称は，半角英数字としてください。）
なお，ホームページには，添付ファイルで使用するコード等の一覧表及びその入力例等も併せて掲載しますので，誤りなく作成してください。
- 3 一回の申請における添付ファイルの容量の合計は，3メガバイト以内（非圧縮の状態でこれを超える場合は圧縮してもよいものとします。ただし，圧縮を行う場合，その形式は，LZH形式又はZIP形式に限定します。）とし，それを超える場合には，その内容をCD-Rに格納した上で，他の書面による提出資料とともに，すべての申請先に提出するものとします。

入札参加資格関係の電子申請中止届

(運営団体経由)

平成 年 月 日

関係申請先様

自治体名:

(利用者)

住所又は所在地

商号又は名称

代表者等

電子入札等システムの資格システム（以下「システム」という。）を利用した申請を行うことが困難となったので、電子入札等システム利用者基本規約第2条第3項の規定により定められた資格システム利用者個別規約第4条の規定により、届け出ます。

なお、今後、当社がシステムを使用できるようになったときには、当社は、改めて初回ユーザーとして利用開始しますので、これまでの当社関係の申請履歴データを削除いただくようお願いいたします。

【届出事項】

- 1 資格区分（該当に○）
 - ・ 建設工事（建設業の許可番号： ）
 - ・ 測量及び建設コンサルタント等業務
- 2 電子申請が困難になった理由（該当に○、その他の場合は具体的理由も記入）
 - ・ 使用しているコンピューター等が障害で動作しなくなった。
 - ・ ICカードの破損・閉塞等により、カードが使用できなくなった。
 - ・ プロバイダ等の理由によりインターネットへの接続ができなくなった。
 - ・ その他（具体的理由： ）
- 3 事由発生時期
平成 年 月 日ころ
- 4 復旧見込み時期
平成 年 月 日ころ（予定・確定）

(問い合わせ先)

所属		職名		担当者名	
電話		FAX		e-mail	

(注意事項)

- ① この届出は、運営団体である広島県に提出してください。（電子メールに本様式を添付しての提出でも可）
- ② 届出は、支店長等の受任者でも行うことができます。
- ③ 運営団体は、この届出に基き、問い合わせ先に連絡して状況を確認させていただきます。その結果を踏まえて、運営団体から関係発注者への連絡は、その確認後になります。
- ④ この届出は、入札システムの書面手続切替の申請ではありません。
入札システムの切替申請は、それぞれの発注者の定めるところにより、発注者ごと・案件ごとに行ってください。
- ⑤ この届出は、復旧の日までにどうしても書面手続する必要がある場合にだけ行ってください。

(運営団体記入欄)

記入者: _____

SID (_____), 申請区分 (工事・コンサル), 確認結果 (H . . . , 相手方: _____)

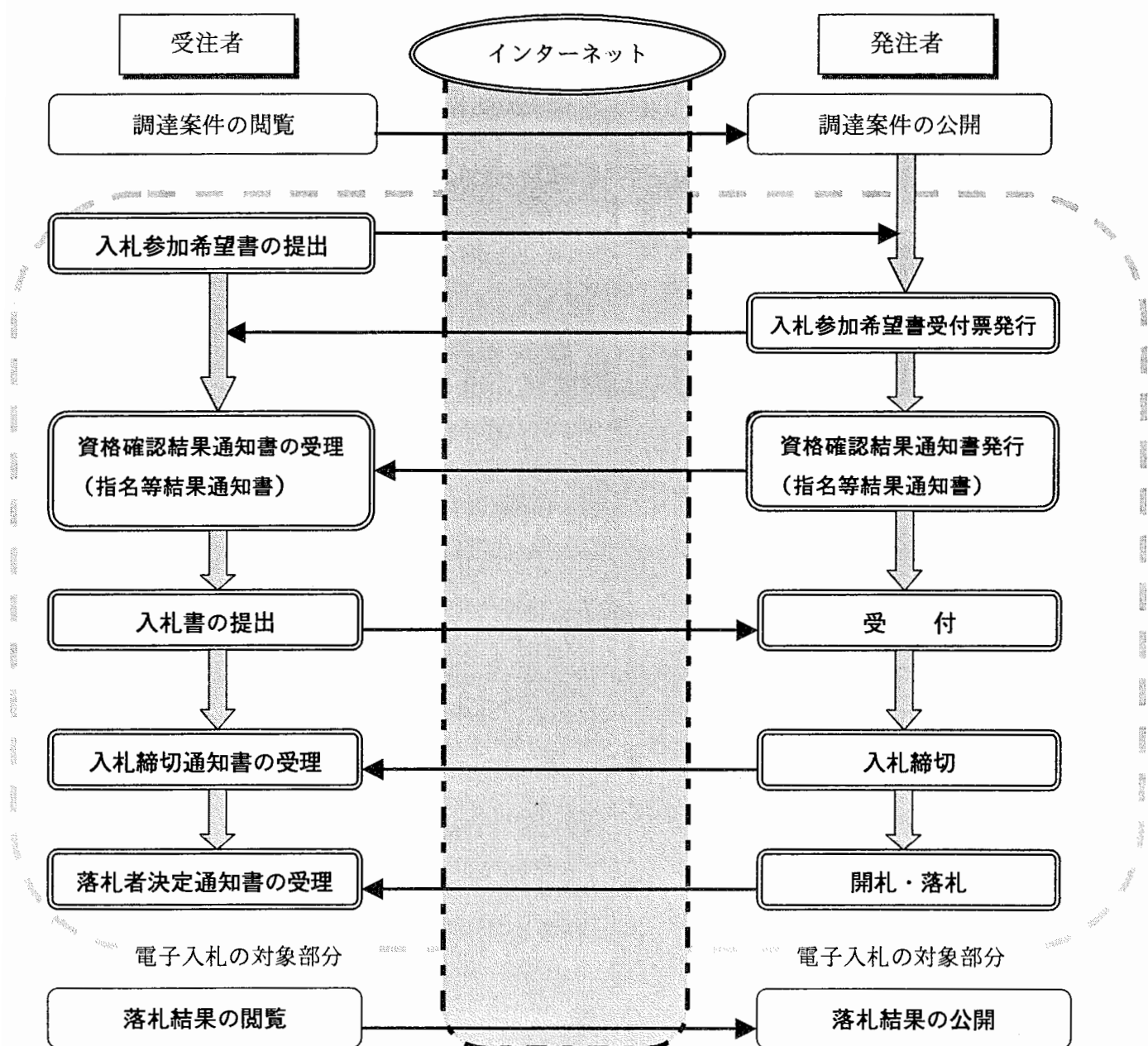
5. 広島県電子入札試行要領（案）の概要について

広島県電子入札試行要領（案）の概要

1 電子入札の対象となる入札（試行案件）

広島県が発注する建設工事,土木建築に関する工事に関する測量・建設コンサルタント等業務における条件付一般競争入札,公募型指名競争入札,指名競争入札, 随意契約のうち県が指定した案件

2 電子入札の対象となる部分



3 留意点

(1) 紙入札との併用について

当分は紙入札と併用する。

(2) 電子入札の参加について

電子入札システムの利用資格者は、原則として電子入札によるものとする。

(3) 設計図書の閲覧について

ネットワークを介してやりとりするのは困難であるため、従来どおり、閲覧所において閲覧に供する。

4 運用基準の公表について

別途、「広島県の調達情報ホームページ」<http://chotatsu.pref.hiroshima.jp/>において公表する。

6. 平成17・18年度広島県建設工事及び測量建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の当初申請のおしらせ

平成17・18年度広島県建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務
競争入札参加資格の当初申請の受付期間・手続方法等についてのお知らせ

1 受付期間・受付場所

- (1) 県内業者（主たる営業所を県内に有する者）

平成16年11月15日（月）～11月26日（金）

受付場所：主たる営業所の所在地を管轄する県地域事務所建設局又は建設局支局

- (2) 県外業者（主たる営業所を県外に有する者）

ア：電子申請を行う者

平成16年11月15日（月）～11月26日（金）

※電子申請を行うためには、ICカード等の事前準備が必要となります。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

※電子申請による一部添付書類等については、郵送又は持参していただくことになりますが、その到達期限は11月30日（火）です。

（提出場所：土木建築部管理総室建設産業室）

イ：書類による申請を行う者

平成16年12月1日（水）～12月7日（火）

受付場所：県庁本館6階講堂

2 受付日の指定

広島地域事務所建設局管内の業者及び県外業者（電子申請を行う者を除く）は、申請件数の関係により、受付日を指定していますので、間違いのないように注意してください。

申請方法・申請場所等の詳細は、「広島県の調達情報ホームページ」又は「広島県政もみじFAX」をご覧ください。

- 広島県の調達情報ホームページ：

<http://chotatsu.pref.hiroshima.jp/>

- 広島県政もみじFAX：

082-224-1122

BOX番号：50130（建設工事）

BOX番号：50131（測量・建設コンサルタント等業務）

3 申請書及び申請の手引き等

- (1) 前回（平成15・16年度）と申請書・内容・添付書類等は一部変更されていますので、ご注意ください。

- (2) 申請書及び申請の手引きは、上記の「広島県の調達情報ホームページ」又は「広島県政もみじFAX」から入手してください。

- (3) 申請手続等に関する問い合わせは、土木建築部管理総室建設産業室までお願いします。

電子入札等システムの特徴

システムとして

1 当初から県と市町村が同一システムを共同利用することを前提とした作り込み

- (1) 共同システムならではの受注者メリットの追求
 - ① システム使用のための手続きや環境設定を一回のみ
 - ② システムにおける操作手順や画面などの共通化（自治体固有帳票はカスタマイズ可）
 - ③ 複数自治体への利用者登録の一括登録の可能化
- (2) 自治体による入札・契約制度や運用形態の差に対応した多様な使用法
 - ① 自治体内データとの多様な連携手法の確保（サーバ間連携、ファイル連携、直接入力）
 - ② 通常使用する全入札方式への対応（通常指名、公募指名、条件付一般、意向確認指名、随契、指名プロポ、公募プロポ）
 - ③ 関連する各自治体のホームページ活用した関連情報の連携集約と統合化

2 全国標準「電子入札コアシステム」の採用と、その普及促進を重視した基本構成

- ① 処理フローや画面、ＩＣカードや端末等の共通化による受注者の負担の最小化
- ② 堅牢で厳正な処理の実現とセキュリティ問題等への対応の迅速性の確保
- ③ 資格申請システムとの認証方式の統一によるＩＣカード取得のインセンティブ強化

3 共同一括受付方式による入札参加資格申請受付システムとの一体構築と運営

- ① 自治体毎の申請書作成や受付待ち等の負担の軽減
- ② システム部品や機器類の共通化等による自治体側経費等の軽減
- ③ 申請項目のシステムチェックによる形式ミス等の排除と受発注者双方の負担軽減

運用において

1 共同利用の実効を確保するための運用施策

- ① 全自治体での共通運用事項を定めた利用者規約の制定
- ② システムで使用するＩＣカードの名義人を代表権のある役員への限定
- ③ システム上の全自治体でシステム上統一する企業ＩＤの付与

2 システムの安全な利用を可能とするための運用施策

- ① 利用者から事前申請によりＩＣカードの名義人の事前確定と申請外登録の排除
- ② ＩＣカードと利用者の関連づけ時点での不正を排除するためのパスワードの導入

3 受発注者双方の状況を踏まえながら効率的事務処理を実現するための運用施策

- ① 従来方式併用を前提とした当初の制度構成と、受注者の対応状況に応じた見直し
- ② 開札状況注視を不要とする余裕のある日程設定（入札は２日間、再度入札は翌日等）
- ③ 落札候補複数の場合の即時くじ引き（開札に立会していない入札者は職員が代わってくじ引き）

電子入札等システム利用者基本規約

(目的)

第1条 この基本規約は、広島県内の地方公共団体等が共同で運営する電子入札等システム（以下「本システム」といいます。）の利用にあたって必要な事項を定めるものです。

(運営主体)

第2条 本システムは、広島県市町村電子自治体推進協議会の電子入札運営部会がその運営を行います。

2 本システムの共同運営に参加する地方公共団体等（以下「参加自治体」と総称します。）を代表するもの（以下「代表運営団体」といいます。）は、広島県とします。

(本システムの内容と規約の構成)

第3条 本システムは、次の2つのサブシステムによって構成します。

(1) 電子入札サブシステム

財団法人日本建設情報総合センターの電子入札コアシステム（以下「コアシステム」といいます。）を基本に構築したシステムであり、参加自治体が、それぞれの調達案件の入札・契約手続きを1件ずつ処理していくものです。

(2) 入札参加資格審査申請等電子受付サブシステム

参加自治体が、調達の区分ごとにする入札参加資格審査申請及びその変更の届出等の受付を行うものです。

このサブシステムを利用する参加自治体は、申請項目及び様式を統一して受付を行うものとし、これを利用する者は、一回の入力によってその希望する各提出先に同一内容の申請又は届出等を提出するものとします。

2 サブシステムごとの内容に応じた個別の事項については、別に定める個別規約によることとします。

(規約への同意)

第4条 本システムを利用しようとする者は、参加自治体の条例、規則等に従うほか、あらかじめこの基本規約及び利用しようとするサブシステムに係る個別規約の内容を確認した上でこれらに同意しなければなりません。

2 本システムを利用した者は、この基本規約及び利用したサブシステムに係る個別規約の内容に同意しているものとみなします。

(利用資格等)

第5条 本システムを利用しようとする者は、別記様式第1により代表運営団体に利用開始申請をしなければなりません。また、その申請後に、利用開始申請の内容に異動が生じたときは、速やかに別記様式第2による変更届を代表運営団体に提出しなければなりません。

2 代表運営団体は、利用開始申請を承認するときは、その申請者に固有の利用者登録番号を付与してこれを通知するものとします。

なお、利用者登録番号は、代表運営団体においてシステムの運営上必要があると認めるときは、あらかじめ当該利用者に通知した上で、これを変更することができるものとします。

3 本システムを利用しようとする者は、次の各号のすべてを満たすＩＣカードを取得し、本システムの利用者登録機能と自己に付与された利用者登録番号とを用いて、参加自治体への利用者登録（いずれの参加自治体の入札参加資格も有していない利用者にとっては、資格申請用の利用者仮登録）を完了しなければなりません。

(1) 電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）第２条第３項の特定認証業務を行う者（同法第４条の主務大臣の認定を受けた者に限る。）が発行したものであること。

(2) コアシステムで利用できるものであること。

(3) 利用者が法人の場合は、第１項の利用開始申請の内容となっている代表役員等の名義の者であること。次項の申請において届け出た代表役員等の名義のものであること。

4 本システムの利用者は、前項の利用者登録又は利用者仮登録（以下「利用者登録等」と総称します。）の内容に異動を生じたときは、速やかに本システムの機能を利用して利用者登録等の内容を変更しなければなりません。

なお、この変更を行わずに事実と異なる内容の利用者登録等のままで本システムを利用して行った行為は、無効となることがあります。

（利用方法）

第６条 本システムの利用時間は、広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第２号）第１条第１項の休日を除く毎日午前９時から午後５時までとします。ただし、保守等の必要があるときは、参加自治体は、予告なしに本システムの運用を一時停止することがあります。

2 利用者は、コアシステムが正常に動作する電子計算機（端末を含みます。以下同じとします。）と第５条第３項の利用者登録等を完了したＩＣカードを使用して、本システムを利用するものとします。

なお、当該電子計算機には、ウイルスチェックソフトを導入し、その定義ファイルを常に最新の状態に保たなければならないものとします。

3 利用者の使用する電子計算機及び利用者登録等がなされているＩＣカードを使用して行った行為は、すべて当該利用者が行ったものとみなします。

なお、名義人が相異なる２以上のＩＣカードについて利用者登録等をしている場合は、当該２以上のＩＣカードのいずれを使用して行った行為は、すべて当該利用者が行ったものとみなします。

4 利用者は、工事費内訳書その他の添付書類を電子データとして提出するときは、最新の状態のウイルスチェックを行った上で、これを本システムにおける添付ファイルとして送信するものとします。ただし、添付書類に係る電子データの容量が、本システムの制限容量を超える場合は、これを本システムにおける添付ファイルとして送信するのではなく、持参、郵送その他の参加自治体が指定する方法により提出するものとします。

（禁止事項）

第７条 法令に違反する行為及び次の各号に掲げる行為は、これを禁止します。ただし、個別規約に別段の定めがある場合は、この限りではありません。

(1) 事実と異なる情報が格納されているＩＣカードを使用して本システムを利用すること。

(2) 本システムを本来の目的以外の用途に利用すること。

(3) 他人の情報又は虚偽の情報により本システムを利用すること。

(4) 本システムに不正なアクセスをし、又はウィルスを送信すること。

(5) 前４号に掲げるもののほか、本システムの管理若しくは運営を故意に妨害し、又は本システムを破壊すること。

2 前項の行為は、原則として無効とします。

3 第1項の行為を行った者については、関係する参加自治体において指名除外等の措置がとられることがあります。

（障害時等の対応）

第8条 本システムが障害等によって利用できなくなったときは、利用者は、関係する参加自治体に連絡して、その指示に従うこととします。

（本システムに登録された情報の取扱い）

第9条 本システムに登録された情報に関する権利は、その提出先の参加自治体に帰属するものとします。

2 代表運営団体は、本システムの運営上やむを得ないときは、前項の参加自治体の承諾を得て、必要な調査を行い、又は修正を加えることができるものとします。

（参加自治体の免責等）

第10条 利用者は、自己の利用に係る電子計算機及びその利用環境の整備、ICカードの管理その他の必要な行為を自己の判断と責任において適切に行って、本システムを適正に利用するものとします。参加自治体は、利用者が本システムを利用したことによって発生した利用者及び第三者の損害について、一切の責任を負いません。

（準拠法及び管轄）

第11条 この基本規約及び第3条第2項の個別規約（以下「関係規約」と総称します。）は、日本国の法令に準拠するものとします。

2 本システムの利用又は関係規約に関して参加自治体と利用者との間に生じた紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（規約の改正）

第12条 参加自治体は、必要があると認めるときは、予告なく関係規約を改正することができるものとします。

2 利用者は、これらの規約の改正後に本システムを利用した場合は、改正後の規約の内容に同意しているものとみなします。

3 利用者は、本システムを利用する都度、この基本規約及び利用しようとするサブシステムに係る個別規約を確認してください。

附 則

この規約は、平成16年10月27日から施行します。

電子入札等システム利用開始申請書

平成 年 月 日

広島県市町村電子自治体推進協議会
電子入札運営部会長 様
(広島県技術指導室)

電子入札等システムの利用を、次により開始したいので、電子入札等システム利用者基本規約第5条第1項の規定により、申請します。

なお、申請にあたり、関係規約を遵守してシステムを利用すること、ここに記載した事項は事実と相違ないこと、また、申請内容に変更が生じた場合は、直ちに届け出ることを誓約します。

(申請者)

住所又は所在地
商号又は名称
代表者名

印

【申請事項】

個人・法人の別		個人・法人（該当に○）	
建設業許可番号		大臣・ 知事許可第 号（許可を有する場合のみ）	
利用希望分野	建設工事 コンサル	希望する（現在の資格：有〔自治体名： 〕・無）・希望しない 希望する（現在の資格：有〔自治体名： 〕・無）・希望しない	
住所又は所在地		〒	
商号又は名称		（ 漢字 ）	（ カナ ）
代表者氏名		（ 漢字 ）	（ カナ ）
電話番号		（ ） ー	
システムに登録する ICカードの名義人		職名	氏名
		住所	

(問い合わせ先)

所属		職名		担当者名	
電話		FAX		e-mail	

(注意事項)

- ①必ず代表者印を押印してください。（支店長印等は認められません。）
- ②利用希望分野は、該当を○で囲み、申請時点で利用自治体のいずれかの入札参加資格を有する者は、そのうち一つの自治体名を記入してください。（利用者登録番号は、この分野によらず一社一つの番号になります。）
- ③法人の場合、ICカードの名義人は、必ず代表権をもつ役員等としてください。
届出名義人以外の名前（支店長等）で利用者登録されたカードは、管理者が使用不可とします。
- ④申請内容に疑義がある場合、補正等をお願いすることがあります。また、法人の場合は、商業登記簿謄本（申請書を提出する日の3か月前の日以降に発行されたもの）の写しを確認書類として添付してください。
- ⑤登録する名義人は、5人以下としてください。なお、申請時点でICカードを取得している必要はありません。

代表運営団体（広島県）記入欄：

電子入札等システム申請内容変更届出書

平成 年 月 日

広島県市町村電子自治体推進協議会
電子入札運営部会長 様
(広島県技術指導室)

電子入札等システムの利用に係る申請内容に次のとおり変更があるので、電子入札等システム利用者基本規約第5条第1項の規定により、届け出ます。

なお、ここに記載した事項は事実と相違なく、また、今後、さらに申請内容に変更が生じた場合は、直ちに届け出ることを誓約します。

(申請者)

住所又は所在地
商号又は名称
代表者名

印

【届出事項】変更項目に○を付して、変更後の内容を記入

変更日	平成 年 月 日		
個人・法人の別	個人・法人（該当に○）		
住所又は所在地	〒		
商号又は名称			
電話番号	() -		
システムに登録する ICカードの名義人	職名	氏名	住所

(問い合わせ先)

所属		職名		担当者名	
電話		FAX		e-mail	

(注意事項)

- ①必ず代表者印を押印してください。（支店長印等は認められません。）
- ②法人の場合、ICカードの名義人は、必ず代表権をもつ役員等としてください。
届出名義人以外の名前（支店長等）で利用者登録されたカードは、管理者が使用不可とします。
- ③届出内容に疑義がある場合、補正等をお願いすることがあります。
また、法人の場合は、商業登記簿謄本（申請書を提出する日の3か月前の日以降に発行されたもの）の写しを
確認書類として添付してください。
- ④登録する名義人は、5人以下としてください。
なお、届け出時点では、まだICカードを取得している必要はありません。

代表運営団体（広島県）記入欄：

電子入札サブシステム利用者個別規約

(目的)

第1条 この個別規約は、電子入札等システム利用者基本規約（以下「基本規約」といいます。）第3条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号の電子入札サブシステム（以下「入札システム」といいます。）の内容に応じた個別事項であって各参加自治体について共通であるものを定めるものです。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 参 加 自 治 体 基本規約第2条第2項の参加自治体をいいます。
- (2) 代表運営団体 基本規約第2条第2項の代表運営団体をいいます。
- (3) 電 子 手 続 参加自治体が入札システムを使用して行う入札・契約手続をいいます。
- (4) 書 面 手 続 参加自治体が入札システムを使用しないで行う入札・契約手続をいいます。
- (5) 電 子 案 件 電子手続によって行われる調達案件をいいます。
- (6) 発 注 自 治 体 電子案件の発注者である参加自治体をいいます。
- (7) 電 子 参 加 電子案件の入札・契約手続に入札システムを使用して参加することをいいます。
- (8) 書 面 参 加 電子案件の入札・契約手続に入札システムを使用しないで参加することをいいます。

(利用者の心得)

第3条 入札システムの利用者は、発注自治体の条例、規則等に従うほか、基本規約及びこの個別規約の内容に同意してこれに従わなければなりません。

(入札システムの利用者)

第4条 入札システムを利用できる者は、当該電子案件の発注自治体の入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の資格及び同令第167条の11第2項の資格をいいます。以下同じとします。）の認定を受けている者であって、基本規約第5条第3項の利用者登録を行った者としてします。

2 新たに入札システムの使用を開始する参加自治体があるときは、当該参加自治体の入札参加資格を認定されている利用者は、改めて、当該参加自治体に対する利用者登録を行う必要があります。

3 共同企業体が入札システムを利用する場合は、次のようにするものとします。

- (1) 調達案件ごとに結成される特定共同企業体
当該特定共同企業体の代表構成員が利用者登録を行ったＩＣカードを使用するものとします。
- (2) 常時結成されている経常共同企業体
当該経常共同企業体として利用者登録を行ったＩＣカードを使用するものとします。

(入札システムの利用方法等)

第5条 利用者は、基本規約及びこの個別規約に定めのない事項については、各発注自治体が定めるところに従うものとします。

2 入札システムを使用して行うことがある入札方式は、別表のとおりとします。

（案件登録）

第6条 発注自治体は、電子手続を行うときは、入札方式、調達概要、手続の日時その他の必要な事項を入札システムに登録します。

なお、手続の日時は、次のように設定するものとします。

- (1) 入札書（当該入札書に記載すべき内容を記録した電磁的記録を含みます。以下同じとします。）の受付期間は、原則として2日間とします。
- (2) 開札日は、入札書の受付を締め切る日の翌日とします。
- (3) 前2号以外の日時は、書面手続の場合に準じて設定するものとします。

2 発注自治体は、前項の案件登録にあたって、地方自治法施行令第167条の9（同令第167条の13において準用する場合を含みます。）の規定によるくじ引きについて、これを入札システムの機能を使用して行うもの（以下「電子くじ」といいます。）とするか否かについても登録するものとします。

（案件登録の内容の変更）

第7条 発注自治体は、やむを得ない理由が生じたときは、前条の規定による案件登録の内容を変更することがあります。この場合においては、発注自治体は、案件登録の内容を変更したことを、速やかに次の者に通知するものとします。

- (1) 契約の相手方となろうとする者を公募する入札方式の電子案件において、入札参加希望書その他の書類（当該書類に記載すべき内容を記録した電磁的記録を含みます。以下同じとします。）を提出している者
- (2) (1)以外の入札方式の電子案件においては、発注自治体が指名通知、意向確認又は交渉を行った者

（電子手続の中止）

第8条 発注自治体は、その利用に係る電子計算機（端末を含みます。以下同じとします。）又は入札システムの障害等により、入札システムを使用できない場合には、電子手続を中止し、書面手続に変更することができるものとします。この場合、発注自治体は、速やかに前条各号の者に通知するものとし、通知を受けた者は、発注自治体の指示にしたがって必要な書面の提出等を行うものとします。

（書面参加）

第9条 第4条第1項の者は、原則として電子案件の入札・契約手続には電子参加するものとします。ただし、使用する電子計算機の障害その他のやむを得ない理由で入札システムを利用できない場合には、発注自治体に申請して以後の手続を書面参加の方法で行うことができるものとします。

2 前項ただし書きの申請は、別記様式により、原則として第1回の入札書提出締切日時の1時間前までに行わなければならないものとします。申請がないまま第1回の入札書提出締切日時までに電子参加の方法による入札書の提出がない場合は、入札を辞退したものとみなします。

3 いったん書面参加の方法で手続が開始され、又は手続の途中で書面参加の方法に変更した者は、当該電子案件において電子参加の方法に変更又は復帰することができません。

4 書面参加の方法で行われた行為は、これと両立しない電子参加の方法で行われた行為（前項の規定に違反することが明らかなものを除きます。）があるときは、無効とします。ただし、入

札書の提出が重複した場合は、その両方を無効とします。

（添付書類）

第 10 条 電子参加をする者は、工事費内訳書その他の添付書類を提出するときは、発注自治体が指定する電子データの形式で作成し、入札システムにおける添付ファイルとして発注自治体に送信するものとします。ただし、添付書類に係る電子データの容量が1メガバイトを超える場合は、これを入札システムにおける添付ファイルとして送信するのではなく、発注自治体が指定する別の方法により提出するものとします。

2 前項の規定にかかわらず、発注自治体が特に書面によるべきことを指定した書類があるときは、その書類を書面により作成し、指定された期限までに持参、郵送その他の発注自治体が指定する方法により提出するものとします。

3 発注自治体は、前2項の書類に不備があることを発見したときは、期限を定めて提出者に補正を指示するものとします。この補正期限までに補正が行われなかった場合は、当該書類が提出されなかったものとみなします。

（入札の辞退等）

第 11 条 電子参加をする者は、辞退届を入札システムを利用して提出することにより、当該電子案件の入札を辞退することができます。

2 第9条第2項後段に定めるもののほか、入札書提出期間が終了する時刻までに入札書を提出しなかった者は、入札を辞退したものとみなします。提出すべきこととされている添付書類を提出しなかった者も同様とします。

3 いったん提出された入札書については、書換え、引換え又は撤回をすることができません。利用者は、入札書の提出後に、当該入札に参加するために必要な条件を満たさなくなり、又は当該調達に係る契約の相手方となることができない事情が発生した者は、直ちに発注自治体に申し出て、その指示に従わなければなりません。

（開札処理）

第 12 条 開札の事務は、あらかじめ定める開札日時に、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせた上で、書面参加の者の入札書はこれを開封してその入札金額を入札システムに登録し、電子参加の者の入札書はこれを入札システムを使って一括開札するものとし、その結果に応じて、次により処理を進めていきます。

（1）落札となるべき者があった場合

開札の結果、落札となるべき者があった場合、発注自治体は、落札を決定し、その結果を、入札参加者に入札システム又は電話等を使って通知して手続を終了します。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、発注自治体は、電子くじを行うものとして登録している案件にあっては、直ちに、電子くじによるくじ引きを行って、また電子くじを行わないものとして登録している案件にあっては、直ちに、当該入札者（当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含みます。）があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員）にくじを引かせて落札者を決定します。

（2）落札となるべき者がいない場合

開札の結果、落札となるべき者がいない場合、発注自治体は、当該案件の処理について、再度の入札に付するか入札を打ち切るかを決定します。

再度の入札に付すこととした場合、発注自治体は、入札システムに再度の入札書の提出締

切日時（原則として、開札日の翌日以降の日とします。）等を登録し、入札参加者にその旨を通知した上で、当該処理を開始するものとします。

また、入札を打ち切ることとした場合、入札システムを使った不落随契（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による随意契約をいい、入札システムを使うか否かは発注自治体が決めます。）を行うときは、入札システムに必要事項を登録した上で当該処理を開始し、それ以外の場合には、入札システムに当該案件を取り止め登録して処理を終了します。

(3) 開札処理を中断して調査を実施する場合

地方自治法施行令第167条の10第1項に該当する可能性があるとき、または談合その他の不正行為があったと疑われるために所要の調査を行うべきときは、発注自治体は、入札システムに処理状況を登録した上で、開札処理をいったん中断し、入札参加者にその旨を通知して、調査を開始するものとします。

また、この調査が終了したときは、開札処理を再開し、調査の結果に応じて、前2号のいずれかの方法により処理を終了するものとします。

2 発注自治体は、開札に際して、入札書を提出した者の中に、入札に参加させないこととした者がある場合、その者が提出した入札書は開札しないまま破棄するものとします。

3 発注自治体は、入札システムを使用して発行する通知書等で必要なものについては、入札執行職員の電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（コアシステムで使用可能なものの中から、発注自治体があらかじめ選択し、公表したものとします。）をあわせて送信するものとします。

(開札状況の公表等)

第13条 発注自治体は、電子案件の入札に参加した者のうち、前条の開札処理への立ち会いを希望するものに対して、その機会を確保するよう配慮します。

なお、その具体的な方法については、発注自治体がそれぞれ定めるものとします。

2 発注自治体は、電子案件の処理状況を、随時、利用者が、入札システムから確認できるようにします。

特に、電子参加の入札書については、改ざん等がないことを利用者が検証できるよう、必要な措置を講じるものとします。

(記録等の保存)

第14条 電子参加をした者は、入札システムに係る送受信記録等を必要に応じて自ら保存するものとします。

2 電子案件（第8条の規定により中止したものを除きます。）の経緯に関する情報は、入札システム内に3年間保存するものとします。また、発注自治体は、その定めるところにより、必要な情報を書面として保存するものとします。

3 発注自治体は、入札システムの利用者から送信された情報を、使用したICカードの情報とともに保存し、後日疑義ないし問題が生じたときは、その原因を究明するためにこれらの情報を解析する等必要な措置を行うものとします。

(契約)

第15条 電子参加した者が落札した場合、契約は、その受任者が結ぶことができます。

なお、この場合の委任状等の取扱いについては、当該電子案件の発注自治体が定めるものと

します。

（参加自治体の独自手続の優先等）

第 16 条 参加自治体がこの個別規約と異なる独自の規定を定めたときは、当該参加自治体の調達については、その独自規定がこの個別規約に優先するものとします。

（システムの仕様等）

第 16 条 前条までに掲げるもののほか、システムへの入力項目、操作手順、様式その他利用者がシステムを使って行う処理の詳細については、システムの仕様に従うものとします。

- 2 システムは、必要が生じたときは、変更されることがあります。なお、参加自治体又は代表運営団体が必要と判断した場合には、システムの起動画面及び操作マニュアルの改訂等の方法により利用者への周知等を行うこととしますので、利用者は操作マニュアル等をよく確認した上でシステムを使用してください。

附 則

この規約は平成 16 年 11 月 15 日から施行します。

別表（第5条関係）

入札システムを使用して行うことがある入札方式			対象となる契約の種類	
入札方式		概要	建設工事	測量及び建設コンサルタント等業務
競争入札方式	条件付一般競争入札	あらかじめ資格要件を定めて入札参加希望者を公募し、その資格要件を満たす入札参加希望者の全員に競争入札を行わせる方式	○	
	公募型指名競争入札 （受注希望型指名競争入札及び簡易公募型指名競争入札を含む。）	あらかじめ資格要件を定めて入札参加希望者を公募し、その資格要件を満たす入札参加希望者の中から発注者が能力や実績等に基づいて適当と認めた者を指名して、これに競争入札を行わせる方式	○	○
	意向確認型指名競争入札	発注者があらかじめ一定数の候補者を選定して当該調達に係る競争入札に参加する意思の有無を確認し、参加の意思がある候補者の中から発注者が指名した者に競争入札を行わせる方式	○	○
	通常型指名競争入札	発注者が、能力や実績等に基づいて適当と認めた一定数の者を指名して、これに競争入札を行わせる方式（前2項に掲げるものを除く。）	○	○
随意契約方式	プロポーザル方式	公募 プロポーザル方式		○
		指名 プロポーザル方式		○
	通常の随意契約		○	○

書面参加申請書

平成 年 月 日

（発注者）

様

（利用者）

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

印

次の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は、当社においては次の理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式で参加します。

1 発注件名

（第1回入札書締切日時： 平成 年 月 日 時 分）

2 電子入札システムでの参加ができない理由

発注者処理欄

案件番号	:	
業者SID	:	
入札書提出締切日時	:	平成 年 月 日 時 分
本申請書提出日時	:	平成 年 月 日 時 分
本申請書受付者職氏名	:	職名 氏名
本申請書提出方法等	:	持参（提出者名 ）・郵送・その他
特記事項	:	
手続き経過の確認結果	:	電子手続なし・希望書等電子提出済・入札書電子提出済・他

入札参加資格審査申請等電子受付サブシステム利用者個別規約

（目的）

第1条 この個別規約は、電子入札等システム利用者基本規約（以下「基本規約」といいます。）第3条第2項の規定に基づき、同条第1項第2号の入札参加資格審査申請等電子受付サブシステム（以下「資格システム」といいます。）の内容に応じた個別事項であって各参加自治体について共通であるものを定めるものです。

（定義）

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 参加自治体 基本規約第2条第2項の参加自治体をいいます。
- (2) 代表運営団体 基本規約第2条第2項の代表運営団体をいいます。
- (3) 電子申請等 資格システムを利用して行う、入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の資格及び同令第167条の11第2項の資格をいいます。以下同じとします。）の認定に係る申請及び届出をいいます。
- (4) 提出先自治体 電子申請の提出先である参加自治体をいいます。

（利用者の心得）

第3条 資格システムの利用者は、提出先自治体の条例、規則等に従うほか、基本規約及びこの個別規約の内容に同意してこれに従わなければなりません。

（資格システムの利用者）

第4条 基本規約第5条第2項本文の利用開始の承認を受けた者は、資格システムを利用することができます。提出先自治体の入札参加資格を現に認定されているか否かは問いません。ただし、法人格を有さない共同企業体は、資格システムを利用することができません。

（電子申請等の受付区分等）

第5条 電子申請等は、別表第1に掲げる契約の種類（以下「資格区分」といいます。）ごとに受け付けるものとします。

2 電子申請等に係る入札参加資格の認定は、別表第1に掲げる業種又は分野並びに部門（以下「申請業種等」といいます。）ごとに行われるものとします。

（電子申請等の基本条件）

第6条 電子申請等の受付は、すべての参加自治体が項目及び様式を統一して行うものとします。利用者は、資格システムに別表第2に掲げる申請項目に係る情報を入力し、同表に掲げる添付ファイルを登録した上で、提出先自治体を選択して送信を指示することにより、選択された提出先自治体のすべてに同一の内容を提出することができます。ただし、提出先自治体によっては、提出された内容の一部を使用しないことがあります。

2 利用者は、同一の資格区分について2以上の提出先自治体に電子申請等によって入札参加資格の認定を申請するときは、入札参加資格認定に係る申請業種等が提出先自治体ごとに異なる申請を行ってはなりません。ただし、提出先自治体が特に認めるときは、当該提出先自治体が指示するところに従って書面による申請を行うことにより、他の提出先自治体において入札参

加資格の認定を受けない申請業種等について入札参加資格の認定を受け、又は他の提出先自治体において入札参加資格の認定を受ける申請業種等について入札参加資格の認定を受けないものとすることができます。

3 各提出先自治体は、別表第2に掲げる添付ファイルに係るもの以外に、書面による添付資料の提出を必要なものとして独自に定めることがあります。この場合の添付資料については、これを当該提出先自治体の定めるところにしたがって書面で作成し、第9条第6項の受付票の写を添付して当該提出先自治体に提出しなければなりません。書面により提出すべき添付資料が当該提出先自治体の定める期限までに提出されないときは、当該提出先自治体に対して行われた電子申請等は、無効となります。

4 資格システムは、提出先自治体が申請又は届出を受け付けるところまでを行うものであり、申請に対する応答は、各提出先自治体が資格システムを使用しないで個別に行います。

(申請等の種別)

第7条 電子申請等として行うことができる行為は、次に定めるとおりとします。利用者は、ここに定める内容を十分に理解して、資格システムを使用しなければなりません。

(1) 資格申請

利用者が、提出先自治体の入札参加資格の認定を受けるために行うものであり、次のアからウまでに大別されます。

ア 当初申請

次期の入札参加資格の認定(その時点で効力を有している入札参加資格の認定が、その認定をした提出先自治体があらかじめ定める期限の到来によって一斉に失効する後に、これに代わって効力を生ずることとなる入札参加資格の認定をいうものとします。)を申請するものであって、ウに定めるもの以外のものです。申請をする者が現に効力を有している入札参加資格の認定を受けているかどうかを問いません。

イ 追加申請

当期の入札参加資格の認定(その時点で効力を有している入札参加資格とその有効期間を同一とするものとします。)を新たに申請するものであって、ウに定めるもの以外のものです。申請をする者の現状に応じて、さらに次の(ア)から(ウ)までに区分されます。

(ア) 新規追加

当該資格区分について、現在いずれの参加自治体の入札参加資格の認定もまったく受けていない者が行うものです。

(イ) 業種追加

当該資格区分について、当該提出先自治体において一部の申請業種等について入札参加資格の認定を受けている者が、別の申請業種等について入札参加資格の認定を申請するものです。

(ウ) 申請先追加

当該資格区分について、当該提出先自治体以外の参加自治体において入札参加資格の認定を受けている者が、当該提出先自治体に入札参加資格の認定を申請するものです。

この場合においては、他の参加自治体で入札参加資格の認定を受けていない申請業種等については、入札参加資格の認定を申請することができません。

また、この申請においては、入札参加資格の認定をしている他の参加自治体に対して提出しているのと同じ内容の情報が、当該提出先自治体にも提出されることになるので、申請時点における最新の内容のものとしなければならないとされている事項については、資格システムからの提出とは別に、書面によって当該提出先自治体に出すなければ

ばなりません。

ウ 再申請及び訂正申請

電子申請等によって入札参加資格の認定の申請を行った者が、その申請に基づく認定を受け、又は不認定の通知を受ける前に、その申請の内容を変更（訂正を含みます。）するために再度行う申請であり、先に行った申請の受付期間が経過する前に行うものを再申請、経過した後に行うものを訂正申請といいます。

再申請の場合には、もとの申請において提出先としていなかった参加自治体への申請を追加することができ、また、申請業種等を変更することができますが、訂正申請の場合には、これらはできません。

訂正申請において変更できる事項及びその受付期間は、これをあらかじめ代表運営団体が定め、もとの申請の受付期間中、そのホームページ等で示しておくものとします。

(2) 変更届

現に入札参加資格の認定を受けている者が、その入札参加資格の認定の内容となっている事項に変更があった場合に行う届出であり、この届出は、当該入札参加資格の認定を行っているすべての提出先自治体に対してそれぞれ行う必要があります。

なお、まだ入札参加資格の認定にいたっていない資格申請について、入札参加資格の認定の内容となるべき事項に変更がある場合は、前号ウの訂正申請を行うものとします。

(3) 取下げ

現に入札参加資格の認定を受けている者が、その受けている入札参加資格の認定の全部又は一部を放棄する場合に行う届出であり、その放棄する態様によって次のアからウまでに大別されます。

ア 全部取下げ

利用者が、すべての参加自治体について、当該資格区分に係る入札参加資格の認定の全部を放棄する場合に行う届出です。資格システムの構成上、その者について入札参加資格の認定を行っていない参加自治体にも送信されますが、その参加自治体は、送信された内容を利用しません。

イ 一部業種取下げ

利用者が、入札参加資格の認定を受けているすべての参加自治体について、一部の申請業種等に係る入札参加資格の認定を放棄する場合に行う届出です。

この場合においては、取下げに係る申請業種等が提出先自治体ごとに相異なる届出を行ってはなりません。

ウ 一部申請先取下げ

利用者が、特定の提出先自治体について、当該資格区分に係る入札参加資格の認定の全部を放棄する場合に行う届出です。

2 電子申請等による入札参加資格の認定申請の受付期間及び入札参加資格の認定が有効である期間は、原則としてすべての参加自治体において同一となるように定め、その都度告示するものとします。

3 電子申請等による入札参加資格の認定申請の受付期間その他の時期を限って行う電子申請等の受付に関する事項は、年度によって異なることがあります。

(ユーザー区分等)

第8条 資格システムの利用者は、その電子申請等の経験の有無等に応じて、次の各号のように区分して取り扱われます。利用者は、ここに定める内容を十分に理解して資格システムを使用

しなければなりません。

(1) 初回ユーザー

次のアからエまでのいずれかに該当する者をいいます。

初回ユーザーが電子申請等を行うときは、資格システムの構成上、現に入札参加資格の認定を受けている参加自治体及びその認定の内容等その申請又は届出の内容以外の事項についても事実のとおり誤りなく入力する必要があります。

なお、これらの入力した内容が現に認定を受けている入札参加資格の状態と異なることが明らかになった場合、提出先自治体の変更届等の方法による訂正を求めることがあります。

ア 当該資格区分について、過去に資格申請（前条第1項第1号の資格申請をいいます。以下同じとします。）を行ったことがない者

イ 申請時点で、いずれの参加自治体からも当該資格区分について入札参加資格の認定を受けていない者。ただし、当該資格区分について資格申請をしてこれが審査中である者を除きます。

ウ 次項なお書の規定により、当該資格区分について電子申請等の履歴情報を消去された者。ただし、その後に再度資格申請をしている者を除きます。

エ アからウに該当し、当該資格区分について資格申請をしてこれが審査中である者のうち、当該資格審査に係る受付期間（訂正申請の期間を含みます。）が経過していない者

(2) 一般ユーザー

次のア又はイに該当する者をいいます。

資格システムは、一般ユーザーの電子申請等の履歴情報を蓄積しているもので、一般ユーザーが電子申請等を行おうとするときには、その時点における最新の内容（それまでに行った変更届その他の電子申請等の内容をすべて反映したもの。）が初期表示され、一般ユーザーは、必要な限度でその内容を修正するだけで電子申請等を行うことができます。

ア 当該資格区分について資格申請を行ったことがあり、かつ、これにより現に参加自治体のいずれかから入札参加資格の認定を受けている者。ただし、次項なお書の規定により、電子申請等の履歴情報を消去された者を除きます。

イ 当該資格区分について初回ユーザーとして資格申請をしてこれが審査中である者のうち、当該資格審査に係る受付期間が経過した者

2 一般ユーザーは、原則として、当該資格区分についての入札参加資格の認定に係る申請及び届出を電子申請等によって行うものとします。ただし、その利用に係る電子計算機（端末を含みます。）の障害等やむを得ない理由がある場合に限り、別記様式により代表運営団体を経由して関係する参加自治体に電子申請等の中止を届け出た上で、書面による申請又は届出を行うことができるものとします。

なお、電子申請等の中止の届出があった場合、その者の電子申請等の履歴はすべて消去します。

（資格システムの使用方法等）

第9条 資格システムの利用者は、資格システムを起動後、資格区分を選択して表示される初期画面から、自らのユーザー区分及び電子申請等しようとする申請等の種別に対応した機能を選択して、処理を開始します。

各機能の処理画面は、申請項目等で分けた複数の画面で構成されており、利用者は、画面ごとに必要な事項の入力（ファイルの添付を含む。）をした後、次画面に移行して処理を続けていきます。

必要な事項の入力がすべて終了すると、利用者は、入力内容の確認画面で内容を確認した上で、資格システムに送信を指示することにより、提出先自治体にその内容を提出します。

2 前項の初期画面での選択機能は、使用時期や利用者により使用の可否を判断して表示されま

す。

- 3 資格システムは、利用者が入力した内容を画面ごとにチェックし、入力の途中で次画面に移行したときに必須項目への入力もれや項目間の矛盾等のエラーがある場合は、移行を中止してエラー部分の修正を求めます。利用者は、必要な修正を行わなければなりません。
- 4 建設工事の資格申請においては、資格システムは、提出先自治体への送信を行う前に、利用者が経営事項審査の結果として入力した事項が公開されている利用者の経営事項審査の結果と一致するか、別のシステムに確認し、不一致があるときには送信を中止します。この不一致が、入力誤りによるものではなく、入力された事項が未公開である最新の経営事項審査の結果であることによるものである場合、利用者は、すでに公開されている経営事項審査の結果を入力して資格申請を行い、その訂正が可能な期間が経過するまでに、再申請又は訂正申請の方法により、最新の経営事項審査の結果に基づく内容に改めるものとします。
- 5 利用者は、資格システムの使用中は、電子申請等が完了するまでできるだけ中断しないよう努めるとともに、やむを得ず中断する場合は、必ず一時保存を行うようにするものとします。
なお、使用中断が一定時間を超えたときは、資格システムは、利用者の接続を自動的に切断します。
- 6 利用者は、電子申請等を行ったときは、その都度資格システムから発行される受付票を出力するものとします。
なお、この受付票は、電子申請等を行った後の一定期間、再発行できるものとします。

（記録等の保存）

- 第 10 条 利用者は、電子申請等を行ったときは、受付票、添付ファイル等を必要に応じて保存するものとします。
- 2 電子申請によって受け付けられた情報は、資格システムないに 3 年間保存するものとします。また、提出先自治体は、電子申請等によって受け付けられた情報及び書面として提出されたものをその定めるところにより保存するものとします。

（変更届に使用する IC カードの特例）

- 第 11 条 変更届が迅速になされるようにするため、代表者、商号又は名称その他のその変更によって基本規約第 5 条第 3 項の IC カードを変更する必要がある事項について変更があったときは、利用者は、基本規約第 7 条の規定にかかわらず、変更前の情報が格納された IC カード（以下「旧カード」といいます。）を使用して変更届を行うことができるものとします。ただし、次の各号のすべてを満たす場合に限るものとし、これらのいずれかを満たさないことが判明したときは、当該変更届は無効とします。
- (1) 使用する旧カードが、当該利用者に係る利用者登録を完了したものであること。
 - (2) 変更後の情報を格納した新しい IC カードの取得までに相当の期間を要すると見込まれること。
 - (3) 変更があった日から 2 週間以内に当該変更届を行っていること。
 - (4) 旧カードが、その発行元により失効処理される前に変更届を行っていること。
 - (5) 変更届の際、旧カードを使用した旨と変更があった日を明確に示していること。

（新たに利用開始する者の取扱い）

- 第 12 条 参加自治体のうちいずれかから現在入札参加資格の認定を受けている者が新たに資格システムの利用者となったときは、当該新たに利用者となった者（以下「新規利用者」といいます。）は、資格システムの利用者となった後最初に行う当初申請の受付までの間、変更届及び

取下げを行うためだけに資格システムを利用することとします。

- 2 新規利用者は、業種追加又は申請先追加を行う必要があるときは、前項の規定にかかわらず、追加申請の受付期間に資格システムを使用して業種追加又は申請先追加を行うことができるものとします。

この場合、資格システムの構成上、現在入札参加資格の認定を受けている参加自治体及びその認定されている入札参加資格に係る事項もあわせて入力し、これを現に入札参加資格の認定を受けている参加自治体にも提出することになりますが、現在入札参加資格の認定をしている参加自治体は、それが現に認定している入札参加資格に関して提出された情報を使用しません。

(新たに資格システムの使用を開始する参加自治体がある場合の取扱い)

- 第 13 条 資格システムの使用をしていない参加自治体は、あらかじめ、当該参加自治体のその時点で効力を有している入札参加資格の認定が一斉に失効する期限を、現に資格システムを使用している参加自治体（以下「在来自治体」といいます。）のそれと一致させるよう変更し（ただし、もともと一致している場合及び第 2 号ただし書の当初申請の受付を行うものである場合を除きます。）、かつ、以後に受け付ける当初申請（第 2 号ただし書の当初申請の受付を行う参加自治体にあつては、その当初申請より後に受け付ける当初申請）に係る入札参加資格の認定の有効期間を在来自治体のそれと同じにすることとした上で、次の各号に定める時期から資格システムの使用を開始することとします。

なお、新たに資格システムの使用を開始する参加自治体（以下「新規自治体」といいます。）があるときは、代表運営団体は、その旨を利用者に十分周知するものとします。

- (1) 在来自治体が当初申請の受付を行う年度に資格システムの使用を開始する場合

在来自治体が当初申請の受付を開始する日

なお、新規自治体も、その日から当初申請の受付を開始するものとします。

- (2) (1) 以外の場合

当該年度における在来自治体の追加申請の受付時期のうち、代表運営団体が指定するもの。ただし、新規自治体の中に当該年度に当初申請の受付を行うものがあるときは、その当初申請の受付事務の処理に配慮して代表運営団体が定める時期とします。

- 2 前項第 2 号の場合、すでに在来自治体について電子申請等を行っている利用者は、新規自治体が最初に行う資格申請の受付の期間内に、資格システムを利用して次の処理を行うものとします。ただし、新規自治体のいずれについても現に入札参加資格の認定を受けておらず、かつ、新たに入札参加資格の認定を受ける意思がない場合は、何らの処理を必要としません。

- (1) 当初申請の受付を行う新規自治体について

第 7 条第 1 項第 1 号イ(り)の申請先追加と同様の方法によって当初申請を行います。（在来自治体から入札参加資格の認定を受けていない申請業種等については、当初申請を行うことができません。）。

- (2) 追加申請の受付を行う新規自治体について

ア 当該新規自治体について、初めて当期の入札参加資格の認定を受け、又は新たな申請業種等に係る入札参加資格の認定を受けようとする場合

申請先追加の処理を行います。

なお、当該新規自治体からすでに入札参加資格の認定を受けている申請業種等については、イなお書と同様の取扱いになります。

イ 当該新規自治体について、すでに希望するすべての申請業種等について入札参加資格の認定を受けている場合

第 7 条第 1 項第 1 号イ(り)の申請先追加と同様の方法によって資格システム内の情報を整理します。

なお、この処理は、資格申請として行うものではないので、添付資料の提出は不要であり、また、当該新規自治体は、この情報を使用しません。

- 3 前項第2号の場合において、新規自治体から現に入札参加資格の認定を受け、又は受けようとする申請業種等と、在来自治体から入札参加資格の認定を受けている申請業種等が一致していない利用者は、その不一致に係る申請業種等について、資格システムを利用して在来自治体に係る業種追加の申請を行い、又は当該新規自治体について書面での取下げの手続きを行って、両者を一致させなければなりません。

(システムの仕様等)

第14条 前条までに掲げるもののほか、システムへの入力項目、操作手順、様式その他利用者がシステムを使って行う処理の詳細については、システムの仕様に従うものとします。

- 2 システムは、必要が生じたときは、変更されることがあります。なお、参加自治体又は代表運営団体が必要と判断した場合には、システムの起動画面及び操作マニュアルの改訂等の方法により利用者への周知等を行うこととしますので、利用者は操作マニュアル等をよく確認した上でシステムを使用してください。

附 則

この規約は平成16年11月15日から施行します。

ただし、平成17年3月31日までの間は、当初申請並びにその再申請又は訂正申請以外の電子申請の受付は行わないものとします。

入札参加資格の区分と申請業種等

8

別表第2（第6条関係）

資格申請における申請項目及び添付ファイル

資格区分	申請項目等	概 要
建設工事	会社基本情報	・申請者の商号・名称，所在地，連絡先等の情報 ・申請業種及びその経営事項審査結果の情報
	営業所情報	・広島県内にある全営業所の情報 ・広島県内に営業所がない場合，最寄りの営業所の情報
	添付ファイル	・運営団体の指定様式で作成したものを添付
	技術職員名簿	・申請者に所属する全技術職員名等と資格内容
測量及び建設コンサルタント等業務	会社基本情報	・申請者の商号・名称，所在地，連絡先等の情報
	希望業務情報	・法令等登録及び申請業種の情報
	経営状況等情報	・直前2年間の決算等の情報
	営業所情報	・広島県内にある全営業所の情報 ・広島県内に営業所がない場合，最寄りの営業所の情報
	添付ファイル	・運営団体の指定様式で作成したものを添付
	有資格技術職員名簿	・申請者に所属する全技術職員名等と資格内容
	希望業務実績調書	・直前営業年度内の分野別の主要契約の実績

（注）

- 1 建設工事では，経営事項審査結果の年間平均完成工事高がない業種の申請はできません。
- 2 添付ファイルは，運営団体がそのホームページに掲載して指定する名称及び形式によるものとしします。（名称は，半角英数字としてください。）
なお，ホームページには，添付ファイルで使用するコード等の一覧表及びその入力例等も併せて掲載しますので，誤りなく作成してください。
- 3 一回の申請における添付ファイルの容量の合計は，3メガバイト以内（非圧縮の状態でこれを超える場合は圧縮してもよいものとしします。ただし，圧縮を行う場合，その形式は，LZH形式又はZIP形式に限定します。）とし，それを超える場合には，その内容をCD-Rに格納した上で，他の書面による提出資料とともに，すべての申請先に提出するものとしします。

別記様式（第8条関係）

入札参加資格関係の電子申請中止届

（代表運営団体経由）

平成 年 月 日

関係申請先様

自治体名：

（利用者）

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

電子入札等システムの資格システムを利用した申請を行うことが困難となったので、電子入札等システム利用者基本規約第3条第2項の規定により定められた資格システム利用者個別規約第8条第2項の規定により、届け出ます。

なお、今後、当社が資格システムを使用できるようになったときには、改めて初回ユーザーとして利用開始しますので、これまでの当社関係の申請履歴データを削除いただくようお願いします。

【届出事項】

1 資格区分（該当に○）

- ・ 建設工事（建設業の許可番号： ）
- ・ 測量及び建設コンサルタント等業務

2 電子申請が困難になった理由（該当に○、その他の場合は具体的理由も記入）

- ・ 使用しているコンピューター等が障害で動作しなくなった。
- ・ ICカードの破損・閉塞等により、カードが使用できなくなった。
- ・ プロバイダ等の理由によりインターネットへの接続ができなくなった。
- ・ その他（具体的理由： ）

3 事由発生時期

平成 年 月 日ころ

4 復旧見込み時期

平成 年 月 日ころ（予定・確定）

（問い合わせ先）

所属		職名		担当者名	
電話		FAX		e-mail	

（注意事項）

- ① この届出は、運営団体である広島県に提出してください。（電子メールに本様式を添付しての提出でも可）
- ② 届出は、支店長等の受任者でも行うことができます。
- ③ 運営団体は、この届出に基づき、問い合わせ先に連絡して状況を確認させていただきます。
その結果を踏まえて、運営団体から関係発注者への連絡は、その確認後になります。
- ④ この届出は、入札システムの書面手続切替の申請ではありません。
入札システムの切替申請は、それぞれの発注者の定めるところにより、発注者・案件ごとに行ってください。
- ⑤ この届出は、復旧の日までにどうしても書面手続する必要がある場合にだけ行ってください。

代表運営団体（広島県）記入欄

記入者：_____

SID（_____）、申請区分（工事・コンサル）、確認結果（H . . ,相手方：_____）

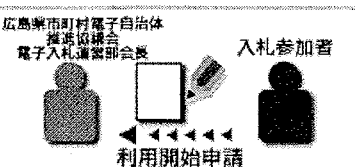
システム利用までの手順

電子入札システムと資格申請システムを利用するには、次の手順で、各利用者が事前準備を進める必要があります。
 なお、この事前準備は、特に記載がある事項のほかは、両システムで共通です。
 また、事前準備を一回行った利用者が、新たに取得したICカードは、6の利用者登録を行えば使用できます。

① 利用開始申請

システムの利用を開始するには、まず、共同利用システムを運営する広島県市町村電子自治体推進協議会の電子入札運営部会長(広島県技術指導室長)に対して、確認書類(商業登記簿謄本)を添付の上、登録予定のICカードの名義人を明記して、利用開始申請(WORD)を行います。

なお、本システムで利用できるICカードの名義人は、代表権がある役員の方5名までです。代表権がない支店長等の名義のカードは使用しないでください。



② 申請者への利用者登録番号の通知

電子入札運営部会長は、1の申請に基づいて、システムにICカードを登録する際、利用者を特定するのに使用する、利用者登録番号(10桁)を決定し、各申請者に郵送します。

なお、この登録番号は、ICカードを登録するときだけに使用しますので、自己の責任において、厳重に管理してください。



③ ICカード及び端末の準備

利用者は、利用開始申請書に記載した名義人のICカード(電子入札コアシステムに対応したものに限ります。)とカードリーダーを、民間認証局から入手してください。

また、端末に使用するパソコン(必要諸元)を準備してください。

なお、既にお持ちのICカード及び端末で、使用可能なものがあれば、それをお使いいただくことができます。



④ 端末の環境設定

(1)カードリーダーのドライバーのインストール

3で準備した端末に、ICカードの取扱説明書に記載されている設定方法に従って、カードリーダーのドライバをインストールしてください。

(2)JAVAポリシーの設定

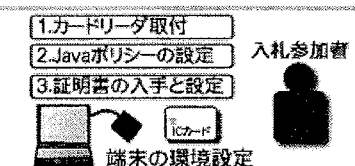
カードリーダー説明書に従い、JAVAポリシーに次のURLを設定します。

「<https://e-nyusatsu.pref.hiroshima.jp/>」(httpの次に「s」が必要)

(詳しい内容はカードリーダーの説明書を確認して下さい)

(3)正常な通信ができることの証明書の入手と設定

入札参加者とシステムとの間の通信を暗号化して安全に行うために必要なものです。(詳しい内容は準備中です)

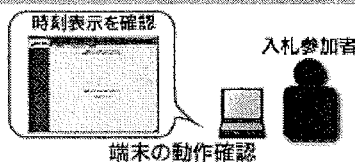


⑤ 端末の動作確認

システムにログインして、システムの起動画面を表示させてください。

4の環境設定が正常なら、画面中央上部の青い部分に時刻が表示されますが、ここが灰色の場合、JAVAポリシーの設定に不備があります。

(注1)国等の入札用にJAVAポリシーを既に設定している端末であっても、電子入札等システムを利用するには4のJAVAポリシー設定が必要です。

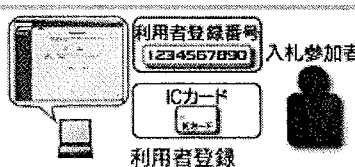


⑥ 利用者登録

システムを起動し、利用者登録メニューから、2の利用者登録番号を使って、準備したICカードを一枚ずつシステムに登録してください。

登録は、相手方自治体ごとに行うのが基本ですが、このシステムでは、複数自治体を選択して一括登録ができ、登録後は、入札と資格申請の両方で使用できます。ただし、その時点で入札参加資格がない自治体には登録できません。(資格申請は、申請先に未登録でも可能)

なお、共同利用に新たに参加する自治体があった場合、その自治体の入札参加資格を有する利用者は、既に登録済のカードを、改めて新規参加自治体に追加登録する必要があります。



公共事業の受注関係者に対する「広島県 CALS/EC」 普及促進の取組について

(財) 広島県建設技術センター
技術部 企画研修課

当センターは、広島県内の地方公共団体が施行する建設事業における技術水準の向上を図るとともに、建設事業の円滑で効率的な執行を支援し、もって良質な社会資本の構築に寄与することを目的とし、公正・中立な公的機関として中小建設業者の育成等の各種事業を展開しており、「広島県 CALS/EC」に関しては、「普及促進団体」として位置付けられている。

また、広島県においても今年度から具体的な取組みを開始したところであり、各業界団体から電子納品を初めとする、「広島県 CALS/EC」に関する研修会の開催要請がある。

このため、業界全体への統一的な情報提供及びスキル向上等を図り、平成17年度から「広島県 CALS/EC」に関する研修を実施する。

1. 実施方針

当会メンバーである各業界団体等と連携を図り、普及促進に向けた個々対応による事務増大の回避及び業界全体の底上げを念頭に、「広島県 CALS/EC」の導入状況や官民実務者の習熟度の進展に応じた内容の研修を段階的に実施する。

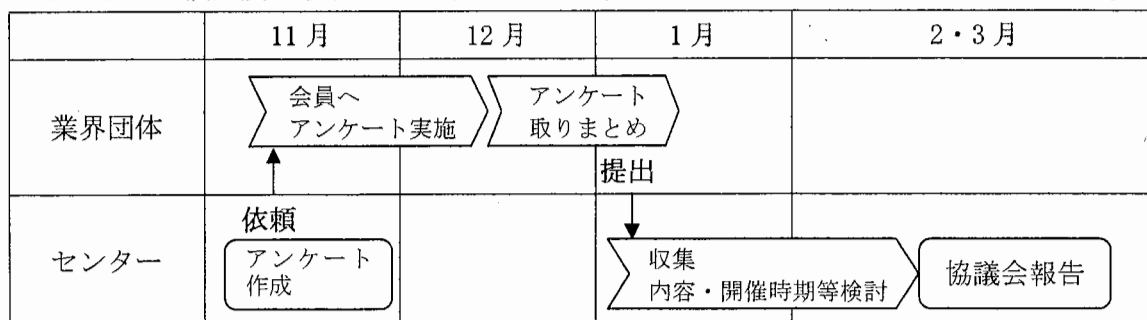
- (方針)：○「広島県 CALS/EC」の概念と必要性の理解、土壌づくりを支援する。
○「広島県 CALS/EC」を推進するため情報リテラシー（読み書きの能力）の向上を支援する。
○専門的な研修を実施して、建設業界の早期 CALS（継続的な調達とライフサイクルの支援）化を支援する。

2. 実施内容

当面、電子入札・電子納品など、CALS/ECの概念を中心とした初歩的な内容（別添参考資料のとおり）の研修を実施する予定である。次段階の研修については、より具体・高度化を考えているが、効率的な研修とするためには各業界のCALS/ECに対する現状把握が必要である。このため、当会メンバーである各業界団体等の会員の方々を対象にアンケート調査を実施し、今後の研修内容等の検討に活用する。

3 アンケートのスケジュール

アンケート調査及び取りまとめ等については、次のスケジュールにより実施する予定。



「広島県 CALS/EC」普及促進研修会について（案）

～「広島県 CALS/EC」の概念と必要性の理解，土壌づくりを支援～

広島県では，従来，紙で交換されていた情報を電子化するとともに，ネットワークを活用して各事業プロセスをまたぐ情報の共有・有効活用を図ることにより，公共事業の生産性向上やコスト削減の実現を目指す「広島県 CALS/EC」に取り組んでいます。

取組みの一環で，（財）広島県建設技術センターでは，「広島県 CALS/EC」普及促進団体として，平成 17 年度から次のとおり，研修を開催します。

1. 研修内容

研修内容は，「CALS/EC」の主要 3 項目（情報開示，発注手続，実施手続）について，広島県の取組みを中心とした入門編（操作を含む。）とする。

- 情報開示：広島県のホームページに掲載されている入札情報をはじめ，あらゆる情報の入手方法及びそのメリットについて解説。
- 発注手続：入札参加資格申請及び電子入札に関する仕組み，手続きについてメリットを含め解説。
- 実施手続：受発注者間の電子的な情報交換，業務・工事成果品の電子化に関する要領・基準等及びそのメリットについて解説。

2. 対象者

公共事業の受注者を対象とする。

3 開催回数

受講生の要望に応じ，開催する。（※ アンケート調査を参考とする。）

4 開催時期

基本的に 1 日開催とし，受講生の要望に応じ，開催する。（※ アンケート調査を参考とする。）

5 定員

パソコンに触れながら研修を進行することを検討していることから，30 人程度／回とする。

6 受講料

実費程度徴収する。

「広島県 CALS/EC」研修に関するアンケート調査（案）

(財)広島県建設技術センターでは、「広島県 CALS/EC」普及促進に向けた取組みに対する理解を得ることを目的に、平成17年度から、別添参考資料のとおり、「広島県 CALS/EC」普及促進研修会を開催する予定としております。

このため、建設事業に関わる皆様方のニーズを把握するとともに、研修内容を充実するために、次のアンケート調査にお答えください。ご多用中とは存じますが、ご協力、お願いいたします。

1. 貴社の現状等について

Q 1 次のことについて、お尋ねいたします。

《業種について》

- ① 業務委託
② 工事

《格付けについて》

- ① A
- ② B
- ③ C
- ④ D
- ⑤ E

Q2 現在、広島県が取り組んでいる「CALS/EC」の主要3項目（情報開示、発注手続、実施手続）について、お尋ねいたします。

《情報開示》

- ① 熟知している。
- ② 大体の概要は知っている。
- ③ 言葉ぐらひは、聞いたことがある。
- ④ 全然知らない。
- ⑤ その他（ ）

《發注手續（電子入札・入札參加資格申請）》

- ① 熟知している。
- ② 大体の概要は知っている。
- ③ 言葉ぐらひは、聞いたことがある。
- ④ 全然知らない。
- ⑤ その他 ()

《実施手続（電子納品）》

- ① 熟知している。
- ② 大体の概要は知っている。
- ③ 言葉ぐらひは、聞いたことがある。
- ④ 全然知らない。
- ⑤ その他 ()

① 知っている。
② 利活用している。
③ 知らない。

Q1 広島県の「CALS/EC」の取組みを中心とした入門編（操作を含む。）である当該研修を受講されますか。

① H17より受講したい。 ※ 受講希望者数も併せてご記入ください。

② H18以降に受講したい。

③ 受講する必要が無い。

④ その他（

① 4～6月頃
② 7～9月頃
③ 10～12月頃
④ 1～3月頃
⑤ その他（ ）

(複数回答可)

- ① 「広島県の CALS/EC」 全般の専門的な研修
- ② 広島県電子納品実施要領【工事編】，【委託編】に特化した専門的な研修
- ③ Word，Excel による，文書，表作成演習を中心とした研修
- ④ 研修の必要が無い。
- ⑤ その他

① H17より受講したい。 ※ 受講希望者数も併せてご記入ください。
② H18以降に受講したい。
③ その他

- 4 -

《電子納品の実績について》

Q 2 これまでに、他の公的機関（国・他県・道路公団等）において、電子納品を実施したことがありますか。（土木・農林・建築等分野を問わない。）

- ① はい
- ② いいえ

Q 3 CADの利用についてお尋ねいたします。

《使用状況について》

- ① CADは、使ったことが無い。
- ② 簡単な作図は出来る。
- ③ 図面の作成は、基本的にCADを使っている。
- ④ その他（ ）

《CADに関する研修（操作を含む。）希望について》

- ① H17より受講したい。
- ② H18以降に受講したい。
- ③ 電子納品対象工事を受注したとき、受講したい。
- ④ 受ける必要は無い。
- ⑤ その他（ ）

《研修で使用希望するCADソフトの種類について》

- ① 県が採用しているソフト。
- ② 貴社で使用しているソフト。（ソフト名： ）
- ③ こだわらない。
- ④ その他（ ）

《CADに関する研修希望時期について》

来年度CADに関する研修を実施するとした場合、その実施時期はいつ頃がよろしいですか。

- ① 4～6月頃
- ② 7～9月頃
- ③ 10～12月頃
- ④ 1～3月頃
- ⑤ その他（ ）

◎◎◎

ご協力ありがとうございました。

◎◎◎

※ 記入されましたら、所属する協会団体に返送してください。

「広島県CALS/EC」研修に関するアンケート調査（案）

貴社名	
記入者名	

* 貴社が所属する協会欄に「レ」を記入(チェック)してください。

広島県建設工業協会	広島県リフォーム建設協会	広島県測量設計業協会
広島県建設業協会連合会	広島県浄化槽協会	中国地質調査業協会広島県支部
広島県管工事業協会	広島電業協会	広島県建築士事務所協会
広島県造園建設業協会	広島県土地改良事業団体連合会	
広島県法面協会	建設コンサルタンツ協会中国支部	

* 以下は、該当する番号を記入してください。

1. 貴社の現状等について

Q1《貴社の業種》 《貴社の業種格付け》

Q2《情報開示について》 その他()
《発注手続について》 その他()
《実施手続について》 その他()

Q3 県のホームページでの発注・入札予定、入札結果等の情報公開について

2. 「広島県CALS/EC」普及促進研修会の受講希望について

Q1 広島県の「CALS/EC」の取組みを中心とした入門編(操作を含む。)である当該研修について

《受講希望》		その他()
《受講希望者数》	人	《研修時期》

3. 「CALS/EC」に関する「専門的な研修」等の受講希望について

Q1 現時点で、必要な研修内容とその実施時期について

《研修内容についての(1)》			
《研修内容についての(2)》			
受講希望者数			

Q2 電子納品の実績について	
----------------	--

Q3 CADについて

《使用状況について》 その他()

《CADに関する研修希望について》 その他()

《研修で使用希望するCADソフトの種類》 その他()

②の場合のソフト名:()

《CADに関する研修希望時期について》 その他()

広島県CALS/EC連絡協議会 会員名簿

(敬称略)

	所 属・役 職	氏 名	備 考
会 員 (県)	広島県土木建築部技術管理総室長	高野 匡裕	
	広島県農林水産部農村整備総室技術管理室長	大伴 正行	
	広島県土木建築部管理総室建設産業室長	岡崎 俊	
	広島県土木建築部都市局建築総室営繕室長	吉川 澄生	
会 員 (市 町)	広島市都市計画局指導部技術管理課長	大上 幸治	代理出席 三好 史久
	呉市土木建設部土木課長	神垣 泰治	代理出席 垣内 啓作
	福山市建設部技術検査課長	岡田 貞範	
	坂町産業建設課長	三登 英生	
	豊平町建設課長	道川 徳男	
会 員 (外 郭)	財団法人広島県建設技術センター理事長	縫部 勝彌	
	広島県道路公社建設課長	松場 寛	
	広島高速道路公社企画調査部技術管理課長	甲斐 雅和	
会 員 (受注者)	社団法人広島県建設工業協会 理事	柴田 修三	
	広島県建設業協会連合会	田村 安孝	
	社団法人広島県管工事業協会 専務理事	斎藤 全	
	社団法人広島県造園建設業協会 技術委員	片桐 敬	
	社団法人広島県法面協会 技術委員長	加藤 辰夫	
	社団法人広島県リフォーム建設協会 理事	渡辺 勲市	
	社団法人広島県浄化槽協会 理事長	児玉 義昭	欠席
	社団法人広島電業協会 理事・政策委員長	貫名 賢	代理出席 石神 武憲
	広島県土地改良事業団体連合会 事業部長	滝鍵 和弘	
	社団法人建設コンサルタンツ協会中国支部 技術委員	大田 一夫	
	社団法人広島県測量設計業協会 理事	池田 和徳	
	社団法人中国地質調査業協会広島県支部 情報化委員会委員長	福田 直三	
	社団法人広島県建築士事務所協会	向井 勉	
会 員 (アドバイザー)	国土交通省中国地方整備局企画部技術管理課建設専門官	嶋谷 昌次	欠席
	財団法人日本建設情報総合センター中国地方センター長	大久保 尊善	
事 務 局	広島県土木建築部技術管理総室技術指導室長	狭戸尾 浩	